

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年12月22日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ハイ・イールド ボンド オープンCコース ハイ・イールド ボンド オープンDコース
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	ハイ・イールド ボンド オープンCコース 1兆円を上限とします。 ハイ・イールド ボンド オープンDコース 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ハイ・イールド ボンド オープンCコース

ハイ・イールド ボンド オープンDコース

（以上を総称して「ハイ・イールド ボンド オープン(隔月分配型)」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々、「ハイ・イールド ボンド オープンCコース」を「Cコース」、「ハイ・イールド ボンド オープンDコース」を「Dコース」という場合があります。なお、「ハイ・イールド ボンド オープンCコース」に「（為替ヘッジあり 隔月分配型）」を、「ハイ・イールド ボンド オープンDコース」に「（為替ヘッジなし 隔月分配型）」を付記する場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（「受益権」といいます。）

当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1

万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### （５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（税抜1.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### （６）【申込単位】

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

#### （７）【申込期間】

2020年12月23日から2021年12月22日まで

\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### （９）【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

申込金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】****申込みの方法**

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングの申込みを含みません)の受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを取り消す場合があります。

上記の取得申込みの受け付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

**スイッチング**

「ハイ・イールド ボンド オープンCコース」「ハイ・イールド ボンド オープンDコース」間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、「ハイ・イールド ボンド オープン(隔月分配型)」を構成する「Cコース」または「Dコース」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに、「Cコース」または「Dコース」のもう一方のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

なお、「ハイ・イールド ボンド オープンAコース」「ハイ・イールド ボンド オープンBコース」の一般コースの換金代金をもって、「Cコース」「Dコース」へのスイッチングが可能です。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しく

は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ハイ・イールドボンドオープン(隔月分配型)は、2本のスイッチング可能なファンドから構成されています。

米国の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

Cコース...実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

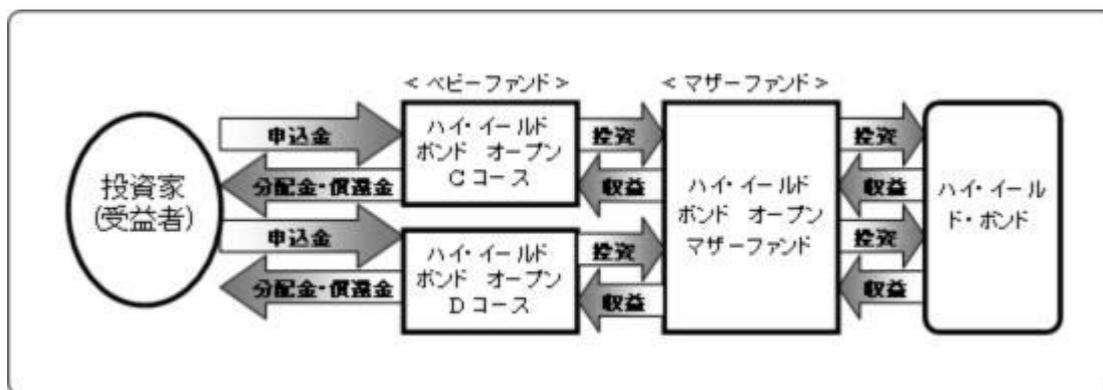
Dコース...実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

2ヵ月毎の決算時(原則1、3、5、7、9、11月の各28日、同日が休業日の場合は翌営業日)に、分配を行なうことを基本とします。

各ファンドは、「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

##### (ファミリーファンド方式について)

各ファンドは「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要』をご参照ください。

各ファンドは、マザーファンドの他に、債券に直接投資する場合があります。

##### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき2,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## &lt;商品分類&gt;

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(ハイ・イールド ボンド オープンCコース)

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	<b>債券</b>
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	<b>ファミリーファンド</b>	<b>あり (フルヘッジ)</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	<b>年6回 (隔月)</b>	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
<b>その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))</b>		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

(ハイ・イールド ボンド オープンDコース)

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資対象資産による区分 ]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分表定義 >

#### [ 投資対象資産による属性区分 ]

##### 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

##### 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

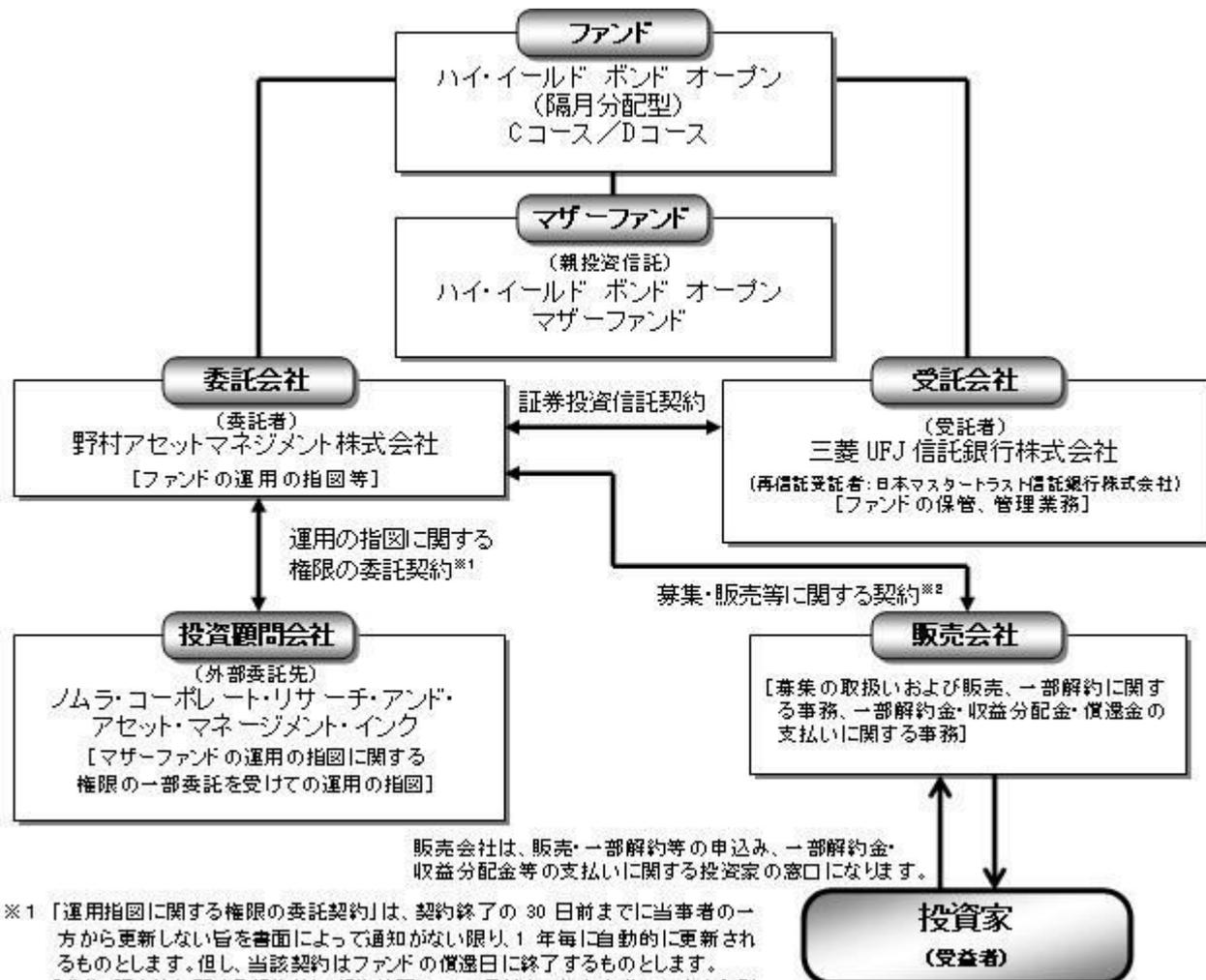
[ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの沿革】

2001年10月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



## 委託会社の概況(2020年11月末現在)

## ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・資本金の額

17,180百万円

## ・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- [1] 米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドを主要投資対象とします。

主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

ハイ・イールド・ボンドのうち、主にBB格～B格相当の格付をもつ債券に投資します。なお、一部格付をもたない債券(BB格～B格相当の格付と判断される債券も含みます)に投資する場合があります。

- [2] 業種分類を考慮した分散投資と企業調査を重視した銘柄選定を基本とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会をとらえ、投資リスクを抑えることを目指します。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則としてマザーファンドの信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則としてマザーファンドの信託財産の純資産総額の15%以内とします。

組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

- [3] 「Cコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Dコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

ハイ・イールド ボンド オープン Cコース <為替ヘッジあり> 実質組入外貨建資産については、 原則として為替ヘッジにより 為替変動リスクの低減を図ることを 基本とします。	ハイ・イールド ボンド オープン Dコース <為替ヘッジなし> 実質組入外貨建資産については、 原則として為替ヘッジを行ないません。
--	--

- [4] ファンドは、以下をベンチマークとします。

Cコース	ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index (円ヘッジベース) <sup>1</sup>
Dコース	ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index (円換算ベース) <sup>2</sup>

1 「ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index (円ヘッジベース)」は、ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index (USドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index (円換算ベース)」は、ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index (USドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

[5] ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(NCRAM社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」(NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用の効率化に努めます。

委託する範囲	: 海外の公社債(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	: NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
委託先所在地	: 米国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託に係る費用	: 「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年10,000の50の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

(参考)NCRAM社について

Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク：NCRAM社)は、1991年3月に設立された米国に登録されている野村グループの投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。

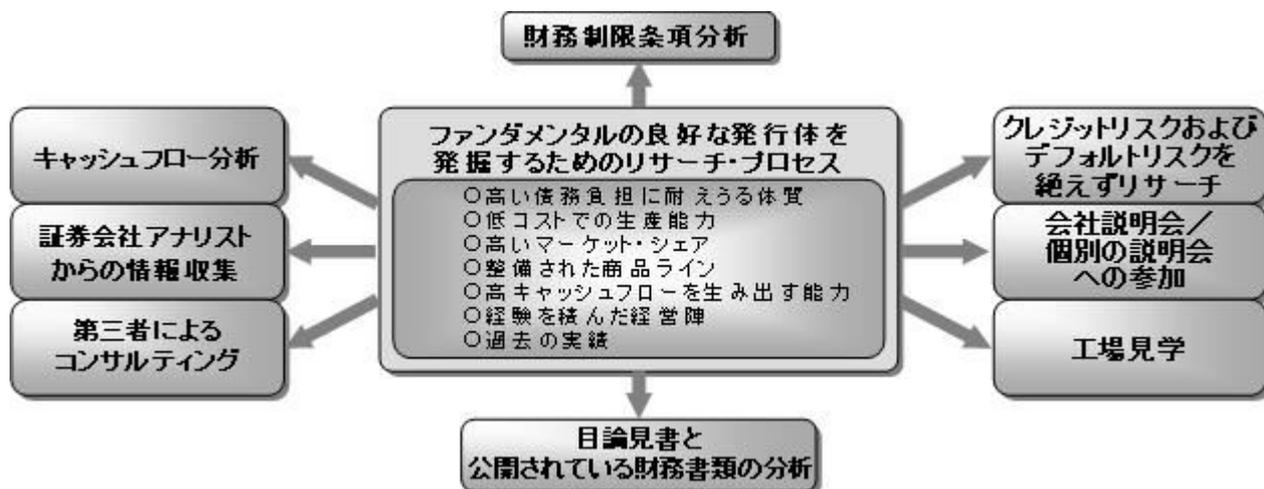
NCRAM社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。

NCRAM社はファンダメンタルズの良い企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。

デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリオ運用を行なっています。

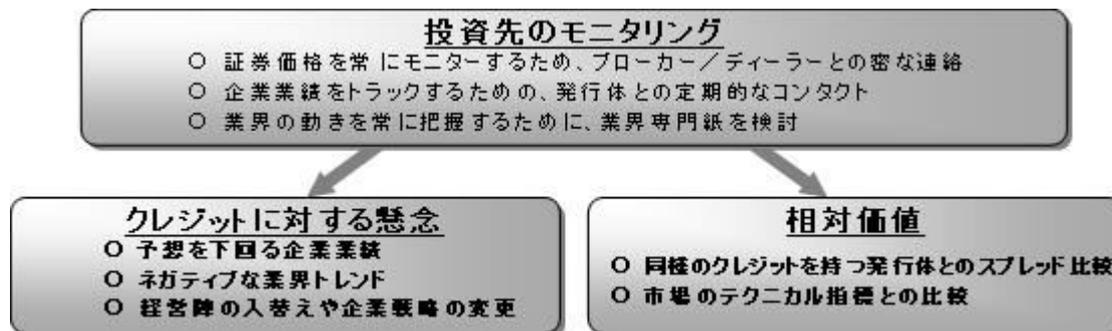
NCRAM社のリサーチプロセス

NCRAM社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



投資先のモニタリングと規律ある売却

投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

米国の米国ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは、親投資信託である「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」への投資を通じて、実質的にハイ・イールド・ボンドに投資を行いません。なお、債券に直接投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

### マザーファンドの主要投資対象

米国の米国ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要投資対象とします。

ハイ・イールド・ボンドとは…

債券などの格付機関（S&P社、ムーディーズ社など）によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

信用度	S&P 社の場合	ムーディーズ社の場合	
高い	AAA	Aaa	
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	} 主な投資対象
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
低い	D		

1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

## 「Cコース」「Dコース」共通

## 投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限および」に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

- 2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 国債証券

- 2 地方債証券

- 3 特別の法律により法人の発行する債券

- 4 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

- 4の2 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 5 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および新株の引受権を表示する証書

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 6 コマーシャル・ペーパー

- 7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項18号で定めるものをいいます。)

- 9 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 10 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 11 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

- 12 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

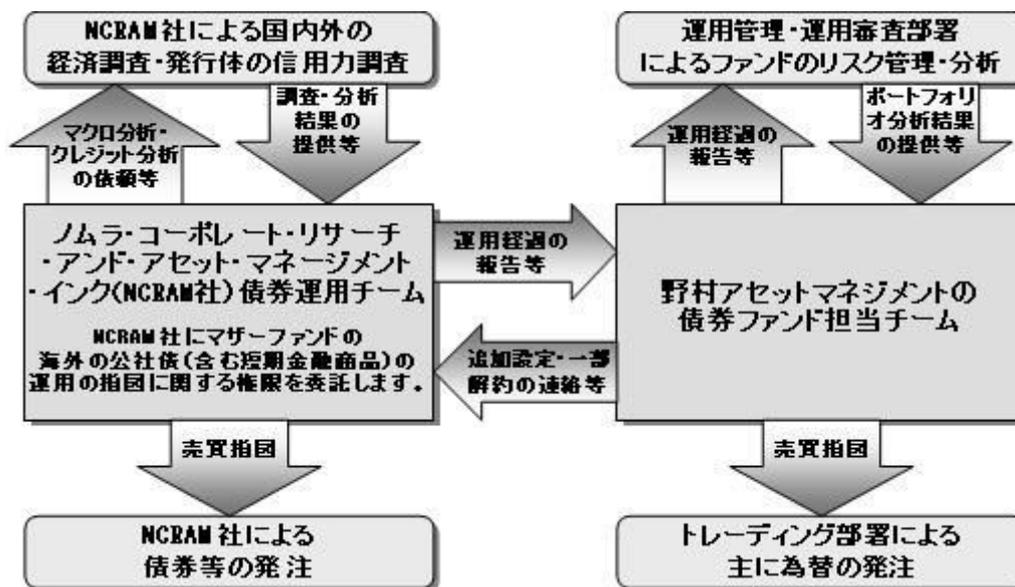
- 1 預金
- 2 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 4の2 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 4の3 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 5 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に定める証券または証書を除きます。）

その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

### （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

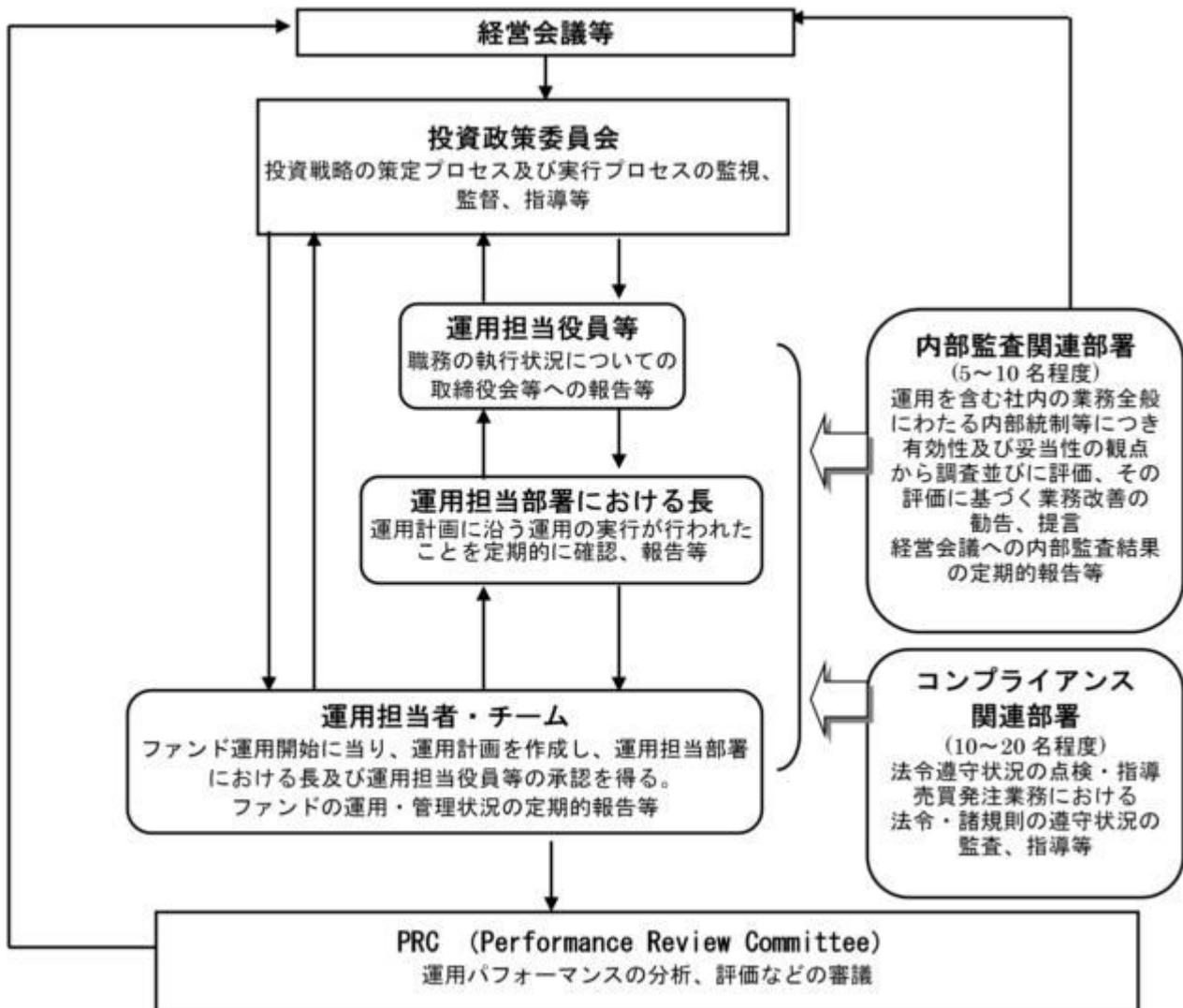


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年６回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分

配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各28日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

#### 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



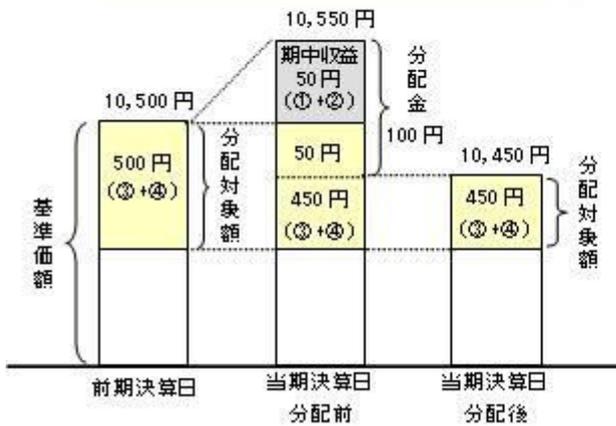
ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

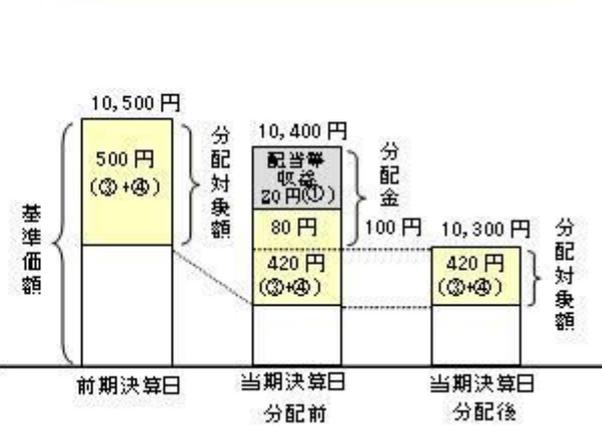
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

## 前期決算から基準価額が上昇した場合



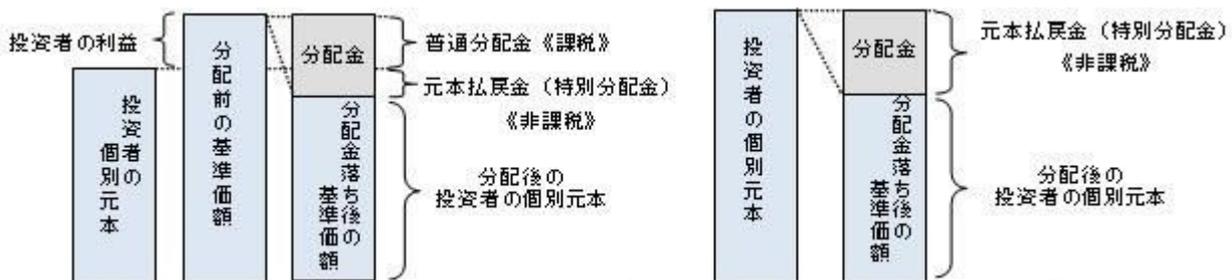
## 前期決算から基準価額が下落した場合



投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## （5）【投資制限】

## 「Cコース」「Dコース」共通

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）

す。以下同じ。) 、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建

資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)を行使したものと社債権者割当等より取得した株券に限りません。なお、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第23条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( )上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるもの

については委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第30条)

( )委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

( )委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第38条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

## (参考)マザーファンドの概要

「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」

## 運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

### 2 運用方法

#### (1) 投資対象

米国の米国ドル通貨表示の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として米国ドル通貨表示のハイ・イールド・ボンドに投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会をとらえ、投資リスクを抑えることを目指します。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の15%以内とします。

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.に当ファンドの海外の公社債(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

#### (3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)を行使したものと社債権者割当等より取得した株券に限りません。

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないません。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

#### [為替変動リスク]

「Dコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Cコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

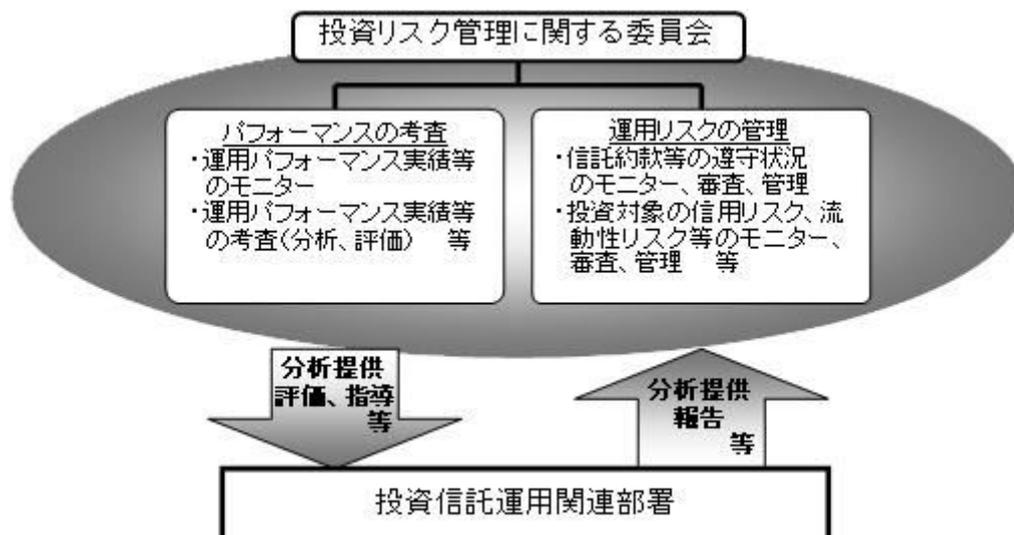
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図

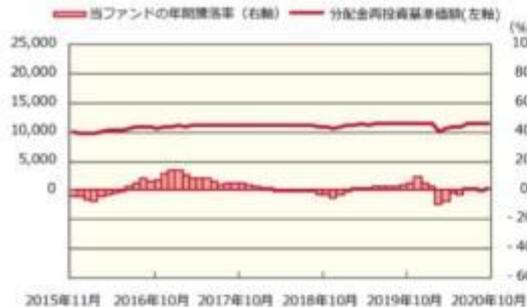


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

## ■ リスクの定量的比較 (2015年11月末～2020年10月末：月次)

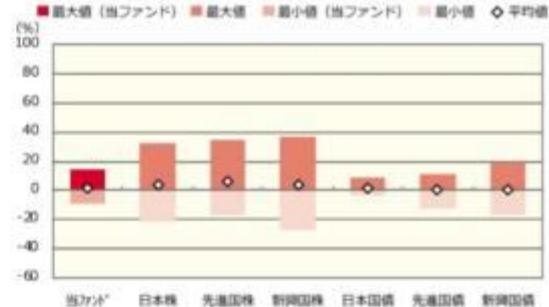
### ICコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2015年11月 2016年10月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	14.2	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 9.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.7	3.8	6.5	3.7	1.5	0.7	0.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年11月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### IDコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2015年11月 2016年10月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	19.1	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 15.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.3	3.8	6.5	3.7	1.5	0.7	0.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年11月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<p>&lt;代表的な資産クラスの指数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）</li> <li>○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）</li> <li>○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）</li> <li>○日本国債：NOMURA-BPI 国債</li> <li>○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）</li> <li>○新興国債：JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数額の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。</li> <li>○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。</li> <li>○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。</li> <li>○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。</li> <li>○JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファIRMーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス等を法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase &amp; Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。</li> </ul> <p>米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSEC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または承認を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。</p> <p>JPMSEC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。</p>

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.727%（税抜年1.57%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年1.02%	年0.50%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

また、「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託者が受ける報酬から信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.50%の率を乗じて得た額とします。

#### 支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

#### (4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収

が行なわれます。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債<sup>(注1)</sup>の利子</li> <li>・ 公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul>	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益</li> <li>・ 譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式の配当</li> <li>・ 公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul>

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金(解約)時および償還時の課税について

##### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

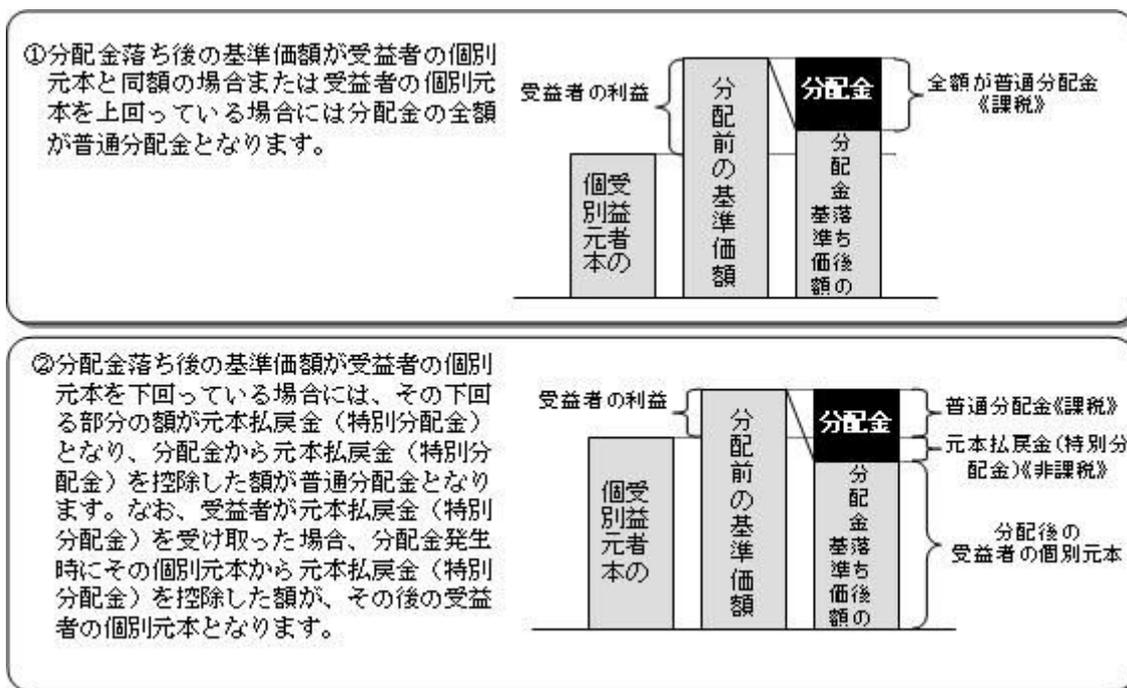
#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年10月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2020年10月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### ハイ・イールド ボンド オープンCコース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	133,770,360	98.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		2,721,306	1.99
合計(純資産総額)		136,491,666	100.00

#### ハイ・イールド ボンド オープンDコース

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,192,238,550	99.26
現金・預金・その他資産（負債控除後）		8,823,685	0.73
合計（純資産総額）		1,201,062,235	100.00

（参考）ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	24,709,793,986	96.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）		832,855,418	3.26
合計（純資産総額）		25,542,649,404	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ハイ・イールド ボンド オープンCコース

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド	17,180,663	7.7476	133,108,905	7.7861	133,770,360	98.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

ハイ・イールド ボンド オープンDコース

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド	153,123,971	7.7455	1,186,021,718	7.7861	1,192,238,550	99.26

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.26
合計	99.26

## （参考）ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
1	アメリカ	社債券	TELECOM ITALIA CAPITAL	1,125,000	13,318.40	149,832,048	13,238.69	148,935,364	7.2	2036/7/18	0.58
2	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,350,000	10,632.06	143,532,905	10,891.47	147,034,913	5.113	2029/5/3	0.57
3	アメリカ	社債券	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	1,300,000	11,100.67	144,308,776	10,963.38	142,524,038	6.625	2026/7/15	0.55
4	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,200,000	10,827.19	129,926,380	10,813.02	129,756,300	4.5	2032/5/1	0.50
5	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	1,100,000	11,022.27	121,245,050	11,174.94	122,924,351	5.75	2030/1/15	0.48
6	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	1,200,000	10,041.60	120,499,200	10,224.65	122,695,800	5.5	2027/11/15	0.48
7	アメリカ	社債券	VODAFONE GROUP PLC	925,000	12,299.56	113,770,972	12,348.02	114,219,219	7	2079/4/4	0.44
8	アメリカ	社債券	SPRINT CAPITAL CORP	700,000	15,177.46	106,242,220	15,676.92	109,738,475	8.75	2032/3/15	0.42
9	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	1,000,000	10,852.25	108,522,500	10,884.93	108,849,375	5.5	2026/5/15	0.42
10	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,000,000	10,857.74	108,577,415	10,878.40	108,784,000	4.5	2030/8/15	0.42
11	アメリカ	社債券	BWAY HOLDING CO	1,025,000	10,355.40	106,142,850	10,463.45	107,250,381	5.5	2024/4/15	0.41
12	アメリカ	社債券	CENTURYLINK INC	975,000	10,775.05	105,056,788	10,845.71	105,745,696	5.8	2022/3/15	0.41
13	アメリカ	社債券	NETFLIX INC	900,000	11,666.87	105,001,873	11,679.94	105,119,548	4.875	2028/4/15	0.41
14	アメリカ	社債券	SERVICE CORP INTL	875,000	11,151.66	97,577,091	11,125.51	97,348,278	8	2021/11/15	0.38
15	アメリカ	社債券	DCP MIDSTREAM OPERATING	875,000	10,733.42	93,917,463	10,970.60	95,992,792	5.375	2025/7/15	0.37
16	アメリカ	社債券	J2 CLOUD LLC/GLOBAL INC	875,000	10,880.49	95,204,305	10,970.44	95,991,420	6	2025/7/15	0.37
17	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	875,000	10,839.22	94,843,238	10,943.82	95,758,488	6.25	2026/3/15	0.37
18	アメリカ	社債券	VALEANT PHARMACEUTICALS	825,000	11,336.02	93,522,206	11,426.29	94,266,932	9	2025/12/15	0.36
19	アメリカ	社債券	KRAFT HEINZ FOODS CO	875,000	10,579.97	92,574,773	10,691.91	93,554,237	4.375	2046/6/1	0.36
20	アメリカ	社債券	CINEMARK USA INC	1,025,000	9,283.25	95,153,313	9,100.20	93,277,050	5.125	2022/12/15	0.36
21	アメリカ	社債券	SPRINGLEAF FINANCE CORP	800,000	11,459.29	91,674,368	11,626.34	93,010,738	7.125	2026/3/15	0.36
22	アメリカ	社債券	SIRIUS XM RADIO INC	775,000	11,067.88	85,776,092	11,355.63	88,006,190	5.5	2029/7/1	0.34
23	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	800,000	10,927.43	87,419,450	10,953.58	87,628,650	5	2028/2/1	0.34
24	アメリカ	社債券	SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	825,000	10,628.87	87,688,233	10,602.72	87,472,495	5.125	2025/6/1	0.34
25	アメリカ	社債券	ENTERPRISE DEVELOP AUTH	750,000	11,622.57	87,169,325	11,610.60	87,079,500	12	2024/7/15	0.34
26	アメリカ	社債券	ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	800,000	10,566.69	84,533,536	10,763.34	86,106,720	5.25	2027/8/15	0.33
27	アメリカ	社債券	STANDARD INDUSTRIES INC	775,000	10,799.95	83,699,613	10,956.85	84,915,588	4.75	2028/1/15	0.33
28	アメリカ	社債券	TENET HEALTHCARE CORP	775,000	10,616.90	82,280,976	10,747.65	83,294,288	5.125	2027/11/1	0.32
29	アメリカ	社債券	NAVIENT CORP	800,000	10,250.80	82,006,400	10,383.64	83,069,136	5.875	2024/10/25	0.32

30	アメリカ	社債券	HCA INC	720,000	11,285.86	81,258,259	11,416.61	82,199,659	5.875	2023/5/1	0.32
----	------	-----	---------	---------	-----------	------------	-----------	------------	-------	----------	------

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	96.73
合 計	96.73

## 【投資不動産物件】

ハイ・イールド ボンド オープンCコース

該当事項はありません。

ハイ・イールド ボンド オープンDコース

該当事項はありません。

(参考) ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

ハイ・イールド ボンド オープンCコース

該当事項はありません。

ハイ・イールド ボンド オープンDコース

該当事項はありません。

(参考) ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

ハイ・イールド ボンド オープンCコース

2020年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第19特定期間	(2011年 3月28日)	223	225	1.0181	1.0276
第20特定期間	(2011年 9月28日)	194	196	0.9593	0.9688
第21特定期間	(2012年 3月28日)	199	201	1.0127	1.0222
第22特定期間	(2012年 9月28日)	164	165	1.0382	1.0477
第23特定期間	(2013年 3月28日)	157	158	1.0689	1.0784
第24特定期間	(2013年 9月30日)	139	140	1.0440	1.0535
第25特定期間	(2014年 3月28日)	141	142	1.0699	1.0794
第26特定期間	(2014年 9月29日)	137	139	1.0410	1.0505
第27特定期間	(2015年 3月30日)	134	135	1.0213	1.0308
第28特定期間	(2015年 9月28日)	111	113	0.9557	0.9652
第29特定期間	(2016年 3月28日)	105	106	0.9184	0.9279
第30特定期間	(2016年 9月28日)	140	141	0.9577	0.9672
第31特定期間	(2017年 3月28日)	147	149	0.9476	0.9571
第32特定期間	(2017年 9月28日)	160	162	0.9491	0.9586
第33特定期間	(2018年 3月28日)	139	140	0.9113	0.9183
第34特定期間	(2018年 9月28日)	138	139	0.9058	0.9098
第35特定期間	(2019年 3月28日)	131	132	0.8941	0.8981
第36特定期間	(2019年 9月30日)	139	139	0.9000	0.9040
第37特定期間	(2020年 3月30日)	120	121	0.7792	0.7832
第38特定期間	(2020年 9月28日)	135	135	0.8703	0.8743
	2019年10月末日	140		0.9004	
	11月末日	139		0.8973	
	12月末日	141		0.9081	
	2020年 1月末日	139		0.9005	
	2月末日	138		0.8899	
	3月末日	121		0.7860	
	4月末日	126		0.8155	
	5月末日	135		0.8485	
	6月末日	134		0.8495	
	7月末日	137		0.8815	
	8月末日	138		0.8920	
	9月末日	135		0.8744	
	10月末日	136		0.8793	

## ハイ・イールド ボンド オープンDコース

2020年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19特定期間	(2011年 3月28日)	3,673	3,714	0.6733	0.6808
第20特定期間	(2011年 9月28日)	2,822	2,858	0.5921	0.5996

第21特定期間	(2012年 3月28日)	2,796	2,827	0.6737	0.6812
第22特定期間	(2012年 9月28日)	2,389	2,417	0.6429	0.6504
第23特定期間	(2013年 3月28日)	2,640	2,665	0.7987	0.8062
第24特定期間	(2013年 9月30日)	2,435	2,458	0.8081	0.8156
第25特定期間	(2014年 3月28日)	2,446	2,467	0.8647	0.8722
第26特定期間	(2014年 9月29日)	2,406	2,426	0.9027	0.9102
第27特定期間	(2015年 3月30日)	2,377	2,395	0.9696	0.9771
第28特定期間	(2015年 9月28日)	2,073	2,089	0.9239	0.9314
第29特定期間	(2016年 3月28日)	1,761	1,776	0.8450	0.8525
第30特定期間	(2016年 9月28日)	1,640	1,655	0.7909	0.7984
第31特定期間	(2017年 3月28日)	1,733	1,748	0.8709	0.8784
第32特定期間	(2017年 9月28日)	1,690	1,704	0.8995	0.9070
第33特定期間	(2018年 3月28日)	1,478	1,492	0.8127	0.8202
第34特定期間	(2018年 9月28日)	1,518	1,528	0.8725	0.8785
第35特定期間	(2019年 3月28日)	1,426	1,436	0.8438	0.8498
第36特定期間	(2019年 9月30日)	1,366	1,376	0.8359	0.8419
第37特定期間	(2020年 3月30日)	1,134	1,144	0.7207	0.7267
第38特定期間	(2020年 9月28日)	1,217	1,227	0.7849	0.7909
	2019年10月末日	1,377		0.8453	
	11月末日	1,372		0.8467	
	12月末日	1,379		0.8587	
	2020年 1月末日	1,357		0.8473	
	2月末日	1,333		0.8413	
	3月末日	1,156		0.7346	
	4月末日	1,178		0.7510	
	5月末日	1,224		0.7840	
	6月末日	1,232		0.7863	
	7月末日	1,233		0.7914	
	8月末日	1,251		0.8068	
	9月末日	1,228		0.7917	
	10月末日	1,201		0.7877	

## 【分配の推移】

## ハイ・イールド ボンド オープンCコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第19特定期間	2010年 9月29日～2011年 3月28日	0.0285円
第20特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月28日	0.0285円
第21特定期間	2011年 9月29日～2012年 3月28日	0.0285円
第22特定期間	2012年 3月29日～2012年 9月28日	0.0285円
第23特定期間	2012年 9月29日～2013年 3月28日	0.0285円

第24特定期間	2013年 3月29日～2013年 9月30日	0.0285円
第25特定期間	2013年10月 1日～2014年 3月28日	0.0285円
第26特定期間	2014年 3月29日～2014年 9月29日	0.0285円
第27特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月30日	0.0285円
第28特定期間	2015年 3月31日～2015年 9月28日	0.0285円
第29特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	0.0285円
第30特定期間	2016年 3月29日～2016年 9月28日	0.0285円
第31特定期間	2016年 9月29日～2017年 3月28日	0.0285円
第32特定期間	2017年 3月29日～2017年 9月28日	0.0285円
第33特定期間	2017年 9月29日～2018年 3月28日	0.0210円
第34特定期間	2018年 3月29日～2018年 9月28日	0.0150円
第35特定期間	2018年 9月29日～2019年 3月28日	0.0120円
第36特定期間	2019年 3月29日～2019年 9月30日	0.0120円
第37特定期間	2019年10月 1日～2020年 3月30日	0.0120円
第38特定期間	2020年 3月31日～2020年 9月28日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

#### ハイ・イールド ボンド オープンDコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第19特定期間	2010年 9月29日～2011年 3月28日	0.0225円
第20特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月28日	0.0225円
第21特定期間	2011年 9月29日～2012年 3月28日	0.0225円
第22特定期間	2012年 3月29日～2012年 9月28日	0.0225円
第23特定期間	2012年 9月29日～2013年 3月28日	0.0225円
第24特定期間	2013年 3月29日～2013年 9月30日	0.0225円
第25特定期間	2013年10月 1日～2014年 3月28日	0.0225円
第26特定期間	2014年 3月29日～2014年 9月29日	0.0225円
第27特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月30日	0.0225円
第28特定期間	2015年 3月31日～2015年 9月28日	0.0225円
第29特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	0.0225円
第30特定期間	2016年 3月29日～2016年 9月28日	0.0225円
第31特定期間	2016年 9月29日～2017年 3月28日	0.0225円
第32特定期間	2017年 3月29日～2017年 9月28日	0.0225円
第33特定期間	2017年 9月29日～2018年 3月28日	0.0225円
第34特定期間	2018年 3月29日～2018年 9月28日	0.0195円
第35特定期間	2018年 9月29日～2019年 3月28日	0.0180円
第36特定期間	2019年 3月29日～2019年 9月30日	0.0180円
第37特定期間	2019年10月 1日～2020年 3月30日	0.0180円
第38特定期間	2020年 3月31日～2020年 9月28日	0.0180円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## 【収益率の推移】

## ハイ・イールド ボンド オープンCコース

	計算期間	収益率
第19特定期間	2010年 9月29日～2011年 3月28日	7.0%
第20特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月28日	3.0%
第21特定期間	2011年 9月29日～2012年 3月28日	8.5%
第22特定期間	2012年 3月29日～2012年 9月28日	5.3%
第23特定期間	2012年 9月29日～2013年 3月28日	5.7%
第24特定期間	2013年 3月29日～2013年 9月30日	0.3%
第25特定期間	2013年10月 1日～2014年 3月28日	5.2%
第26特定期間	2014年 3月29日～2014年 9月29日	0.0%
第27特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月30日	0.8%
第28特定期間	2015年 3月31日～2015年 9月28日	3.6%
第29特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	0.9%
第30特定期間	2016年 3月29日～2016年 9月28日	7.4%
第31特定期間	2016年 9月29日～2017年 3月28日	1.9%
第32特定期間	2017年 3月29日～2017年 9月28日	3.2%
第33特定期間	2017年 9月29日～2018年 3月28日	1.8%
第34特定期間	2018年 3月29日～2018年 9月28日	1.0%
第35特定期間	2018年 9月29日～2019年 3月28日	0.0%
第36特定期間	2019年 3月29日～2019年 9月30日	2.0%
第37特定期間	2019年10月 1日～2020年 3月30日	12.1%
第38特定期間	2020年 3月31日～2020年 9月28日	13.2%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## ハイ・イールド ボンド オープンDコース

	計算期間	収益率
第19特定期間	2010年 9月29日～2011年 3月28日	3.8%
第20特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月28日	8.7%
第21特定期間	2011年 9月29日～2012年 3月28日	17.6%
第22特定期間	2012年 3月29日～2012年 9月28日	1.2%
第23特定期間	2012年 9月29日～2013年 3月28日	27.7%
第24特定期間	2013年 3月29日～2013年 9月30日	4.0%
第25特定期間	2013年10月 1日～2014年 3月28日	9.8%
第26特定期間	2014年 3月29日～2014年 9月29日	7.0%

第27特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月30日	9.9%
第28特定期間	2015年 3月31日～2015年 9月28日	2.4%
第29特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	6.1%
第30特定期間	2016年 3月29日～2016年 9月28日	3.7%
第31特定期間	2016年 9月29日～2017年 3月28日	13.0%
第32特定期間	2017年 3月29日～2017年 9月28日	5.9%
第33特定期間	2017年 9月29日～2018年 3月28日	7.1%
第34特定期間	2018年 3月29日～2018年 9月28日	9.8%
第35特定期間	2018年 9月29日～2019年 3月28日	1.2%
第36特定期間	2019年 3月29日～2019年 9月30日	1.2%
第37特定期間	2019年10月 1日～2020年 3月30日	11.6%
第38特定期間	2020年 3月31日～2020年 9月28日	11.4%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### ハイ・イールド ボンド オープンＣコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第19特定期間	2010年 9月29日～2011年 3月28日	17,470,000	16,040,000	219,750,000
第20特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月28日	35,790,000	53,040,000	202,500,000
第21特定期間	2011年 9月29日～2012年 3月28日	6,790,000	12,280,000	197,010,000
第22特定期間	2012年 3月29日～2012年 9月28日	6,270,000	45,100,000	158,180,000
第23特定期間	2012年 9月29日～2013年 3月28日	8,190,000	19,400,000	146,970,000
第24特定期間	2013年 3月29日～2013年 9月30日	640,000	14,270,000	133,340,000
第25特定期間	2013年10月 1日～2014年 3月28日	890,000	2,040,000	132,190,000
第26特定期間	2014年 3月29日～2014年 9月29日	4,520,000	4,230,000	132,480,000
第27特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月30日	3,956,156	5,220,000	131,216,156
第28特定期間	2015年 3月31日～2015年 9月28日	1,415,348	15,527,733	117,103,771
第29特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	3,990,478	5,995,617	115,098,632
第30特定期間	2016年 3月29日～2016年 9月28日	52,285,402	20,873,530	146,510,504
第31特定期間	2016年 9月29日～2017年 3月28日	10,534,729	1,302,406	155,742,827
第32特定期間	2017年 3月29日～2017年 9月28日	15,628,723	2,253,255	169,118,295
第33特定期間	2017年 9月29日～2018年 3月28日	9,356,292	25,142,360	153,332,227
第34特定期間	2018年 3月29日～2018年 9月28日		68,699	153,263,528
第35特定期間	2018年 9月29日～2019年 3月28日	4,246,322	10,246,765	147,263,085
第36特定期間	2019年 3月29日～2019年 9月30日	18,439,253	11,136,413	154,565,925
第37特定期間	2019年10月 1日～2020年 3月30日	1,533,762	1,276,682	154,823,005
第38特定期間	2020年 3月31日～2020年 9月28日	5,711,728	5,309,810	155,224,923

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## ハイ・イールド ボンド オープンDコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第19特定期間	2010年 9月29日～2011年 3月28日	12,920,000	882,720,000	5,455,920,000
第20特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月28日	19,510,000	707,970,000	4,767,460,000
第21特定期間	2011年 9月29日～2012年 3月28日	7,290,000	623,930,000	4,150,820,000
第22特定期間	2012年 3月29日～2012年 9月28日	14,370,000	447,940,000	3,717,250,000
第23特定期間	2012年 9月29日～2013年 3月28日	20,910,000	432,120,000	3,306,040,000
第24特定期間	2013年 3月29日～2013年 9月30日	27,580,000	319,270,000	3,014,350,000
第25特定期間	2013年10月 1日～2014年 3月28日	39,710,000	224,860,000	2,829,200,000
第26特定期間	2014年 3月29日～2014年 9月29日	2,450,000	166,030,000	2,665,620,000
第27特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月30日	9,302,577	222,926,620	2,451,995,957
第28特定期間	2015年 3月31日～2015年 9月28日	13,444,882	221,674,011	2,243,766,828
第29特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	6,911,129	166,557,712	2,084,120,245
第30特定期間	2016年 3月29日～2016年 9月28日	79,489,907	89,827,053	2,073,783,099
第31特定期間	2016年 9月29日～2017年 3月28日	23,441,167	106,591,027	1,990,633,239
第32特定期間	2017年 3月29日～2017年 9月28日	11,470,000	123,198,869	1,878,904,370
第33特定期間	2017年 9月29日～2018年 3月28日	9,373,936	68,412,154	1,819,866,152
第34特定期間	2018年 3月29日～2018年 9月28日	9,230,855	89,289,237	1,739,807,770
第35特定期間	2018年 9月29日～2019年 3月28日	19,557,360	68,469,113	1,690,896,017
第36特定期間	2019年 3月29日～2019年 9月30日	10,657,113	66,604,721	1,634,948,409
第37特定期間	2019年10月 1日～2020年 3月30日	4,863,122	65,570,950	1,574,240,581
第38特定期間	2020年 3月31日～2020年 9月28日	12,616,521	35,364,336	1,551,492,766

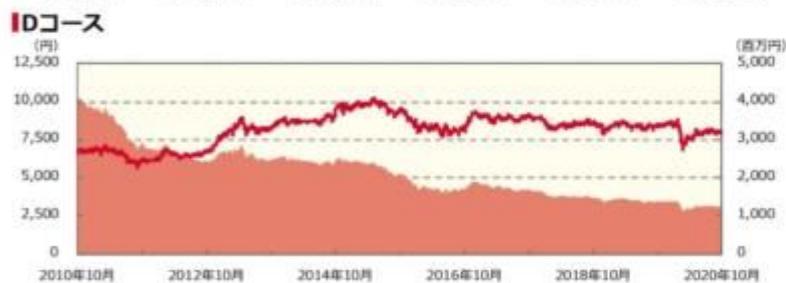
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 参考情報



## 運用実績（2020年10月30日現在）

### ■ 基準価額・純資産の推移（日次）



### ■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

**Iコース**

2020年9月	40 円
2020年7月	40 円
2020年5月	40 円
2020年3月	40 円
2020年1月	40 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	8,535 円

**Dコース**

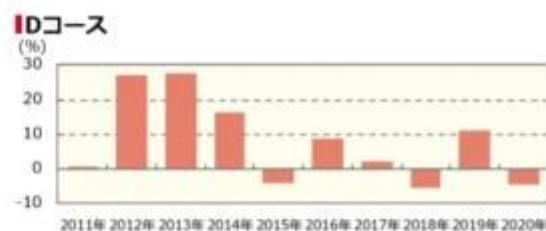
2020年9月	60 円
2020年7月	60 円
2020年5月	60 円
2020年3月	60 円
2020年1月	60 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	9,650 円

### ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			Cコース	Dコース
1	TELECOM ITALIA CAPITAL	社債券	0.6	0.6
2	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	社債券	0.6	0.6
3	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	社債券	0.5	0.5
4	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	社債券	0.5	0.5
5	CSC HOLDINGS LLC	社債券	0.5	0.5
6	TRANSDIGM INC	社債券	0.5	0.5
7	VODAFONE GROUP PLC	社債券	0.4	0.4
8	SPRINT CAPITAL CORP	社債券	0.4	0.4
9	CSC HOLDINGS LLC	社債券	0.4	0.4
10	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	社債券	0.4	0.4

### ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを取り消す場合があります。

上記の取得申込みの受け付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

### (a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、別途換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

#### (b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1円単位をもってその受益権を買取ります。

買取請求の受付については、午後3時までに、買取請求のお申込みが行なわれかつ、その買取請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

受益権の買取価額は買取申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。

また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える買取りは行なえません。

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されません。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

2025年3月28日までとします(2001年10月1日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### （４）【計算期間】

原則として、毎年1月29日から3月28日まで、3月29日から5月28日まで、5月29日から7月28日まで、7月29日から9月28日まで、9月29日から11月28日までおよび11月29日から翌年1月28日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日のその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### （５）【その他】

#### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により「ハイ・イールド ボンド オープンAコース」、「ハイ・イールド ボンド オープンBコース」、「ハイ・イールド ボンド オープンCコース」および「ハイ・イールド ボンド オープンDコース」の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

#### (b) 信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c) 運用報告書

委託者は、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

#### (d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

#### (e) 信託約款の変更

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

#### (f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(e)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記し

ます。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

( )委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

( )委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### 収益分配金に対する請求権

###### 収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

###### 収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

##### 償還金に対する請求権

###### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

###### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

##### 換金(解約)請求権

###### 換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

###### 換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に

お支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

ハイ・イールド ボンド オープンCコース

ハイ・イールド ボンド オープンDコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2020年3月31日から2020年9月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【ハイ・イールド ボンド オープンコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2020年 3月30日現在)	当期 (2020年 9月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,267,803	1,336,917
親投資信託受益証券	118,356,698	131,195,184
派生商品評価勘定	1,547,421	1,668,545
未収入金	2,500,000	1,945,396
流動資産合計	123,671,922	136,146,042
資産合計	123,671,922	136,146,042
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,270,118	28,952
未払収益分配金	619,292	620,899
未払解約金	743,828	-
未払受託者報酬	12,523	12,827
未払委託者報酬	380,596	389,982
未払利息	1	1
その他未払費用	479	499
流動負債合計	3,026,837	1,053,160
負債合計	3,026,837	1,053,160
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	154,823,005	155,224,923
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	34,177,920	20,132,041
(分配準備積立金)	8,163,332	9,350,387
元本等合計	120,645,085	135,092,882
純資産合計	120,645,085	135,092,882
負債純資産合計	123,671,922	136,146,042

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	2019年10月 1日 2020年 3月30日	自 至	2020年 3月31日 2020年 9月28日
営業収益				
有価証券売買等損益		14,750,428		15,138,486
為替差損益		1,024,667		2,186,788
営業収益合計		15,775,095		17,325,274
営業費用				
支払利息		162		184
受託者報酬		37,890		36,541
委託者報酬		1,151,637		1,110,773
その他費用		1,459		7,353
営業費用合計		1,191,148		1,154,851
営業利益又は営業損失（ ）		16,966,243		16,170,423
経常利益又は経常損失（ ）		16,966,243		16,170,423
当期純利益又は当期純損失（ ）		16,966,243		16,170,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		165,814		67,241
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		15,451,033		34,177,920
剰余金増加額又は欠損金減少額		129,651		838,694
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		129,651		838,694
剰余金減少額又は欠損金増加額		193,065		1,014,502
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		193,065		1,014,502
分配金		1,863,044		1,881,495
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		34,177,920		20,132,041

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年 3月31日から2020年 9月28日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

前期 2020年 3月30日現在	当期 2020年 9月28日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 154,823,005口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 155,224,923口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 34,177,920円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 20,132,041円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7792円 (10,000口当たり純資産額) (7,792円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8703円 (10,000口当たり純資産額) (8,703円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象であるハイ・イールド ボンド  
オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に  
係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用  
なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全  
てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 63,536,078円

## 2. 分配金の計算過程

2019年10月 1日から2019年11月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	974,171円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	49,916,374円
分配準備積立金額	D	7,370,284円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,260,829円
当ファンドの期末残存口数	F	155,507,834口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,746円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	622,031円

2019年11月29日から2020年 1月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	920,979円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	49,892,700円
分配準備積立金額	D	7,717,489円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,531,168円
当ファンドの期末残存口数	F	155,430,383口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,765円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	621,721円

2020年 1月29日から2020年 3月30日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	818,101円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	49,719,003円
分配準備積立金額	D	7,964,523円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,501,627円
当ファンドの期末残存口数	F	154,823,005口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,778円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	619,292円

当ファンドの主要投資対象であるハイ・イールド ボンド  
オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に  
係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用  
なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全  
てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 62,510,359円

## 2. 分配金の計算過程

2020年 3月31日から2020年 5月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,293,669円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	51,567,329円
分配準備積立金額	D	8,147,570円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,008,568円
当ファンドの期末残存口数	F	159,714,733口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,819円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	638,858円

2020年 5月29日から2020年 7月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,171,058円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	50,233,094円
分配準備積立金額	D	8,538,515円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,942,667円
当ファンドの期末残存口数	F	155,434,733口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,856円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	621,738円

2020年 7月29日から2020年 9月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	895,720円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	50,165,331円
分配準備積立金額	D	9,075,566円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,136,617円
当ファンドの期末残存口数	F	155,224,923口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,874円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	620,899円

## （金融商品に関する注記）

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p style="padding-left: 2em;">市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p style="padding-left: 2em;">信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p style="padding-left: 2em;">流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年 3月30日現在	当期 2020年 9月28日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p>

<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	同左
---	----

## （関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
期首元本額 154,565,925円	期首元本額 154,823,005円
期中追加設定元本額 1,533,762円	期中追加設定元本額 5,711,728円
期中一部解約元本額 1,276,682円	期中一部解約元本額 5,309,810円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	18,489,417	81,303
合計	18,489,417	81,303

## 3 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前期(2020年 3月30日現在)	当期(2020年 9月28日現在)
-------------------	-------------------

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	115,785,263	-	115,507,960	277,303	130,227,123	-	128,587,530	1,639,593
米ドル	115,785,263	-	115,507,960	277,303	130,227,123	-	128,587,530	1,639,593
合計	115,785,263	-	115,507,960	277,303	130,227,123	-	128,587,530	1,639,593

## (注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2020年9月28日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2020年9月28日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド	16,938,246	131,195,184	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.1%	16,938,246	131,195,184 100.0%	
合計				131,195,184	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 【ハイ・イールド ボンド オープンDコース】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	前期 (2020年 3月30日現在)	当期 (2020年 9月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,105,735	11,796,393
親投資信託受益証券	1,121,262,490	1,203,122,286
未収入金	20,000,000	15,800,000
流動資産合計	1,151,368,225	1,230,718,679
資産合計	1,151,368,225	1,230,718,679
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,445,443	9,308,956
未払解約金	3,511,000	-
未払受託者報酬	120,309	116,560
未払委託者報酬	3,657,440	3,543,408
未払利息	8	12
その他未払費用	4,789	4,644
流動負債合計	16,738,989	12,973,580
負債合計	16,738,989	12,973,580
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,574,240,581	1,551,492,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	439,611,345	333,747,667
( 分配準備積立金 )	149,558,357	148,567,430
元本等合計	1,134,629,236	1,217,745,099
純資産合計	1,134,629,236	1,217,745,099
負債純資産合計	1,151,368,225	1,230,718,679

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前期		当期	
	自	2019年10月 1日	自	2020年 3月31日
	至	2020年 3月30日	至	2020年 9月28日
営業収益				
受取利息		4		11
有価証券売買等損益		141,364,488		139,759,796
営業収益合計		141,364,484		139,759,807
営業費用				
支払利息		2,249		2,306
受託者報酬		368,581		335,779
委託者報酬		11,204,999		10,207,663
その他費用		14,682		13,373
営業費用合計		11,590,511		10,559,121
営業利益又は営業損失（ ）		152,954,995		129,200,686
経常利益又は経常損失（ ）		152,954,995		129,200,686
当期純利益又は当期純損失（ ）		152,954,995		129,200,686
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		750,687		770,196
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		268,253,655		439,611,345
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,320,300		8,198,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,320,300		8,198,678
剰余金減少額又は欠損金増加額		684,280		2,715,237
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		684,280		2,715,237
分配金		28,789,402		28,050,253
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		439,611,345		333,747,667

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年 3月31日から2020年 9月28日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

前期 2020年 3月30日現在	当期 2020年 9月28日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,574,240,581口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,551,492,766口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 439,611,345円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 333,747,667円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7207円 (10,000口当たり純資産額) (7,207円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7849円 (10,000口当たり純資産額) (7,849円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象であるハイ・イールド ボンド オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 63,536,078円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2019年10月 1日から2019年11月28日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>11,475,705円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,475,705円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象であるハイ・イールド ボンド オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 62,510,359円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2020年 3月31日から2020年 5月28日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>12,074,643円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,074,643円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	11,475,705円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	12,074,643円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	208,039,400円
分配準備積立金額	D	155,301,764円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	374,816,869円
当ファンドの期末残存口数	F	1,621,087,989口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,312円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,726,527円

2019年11月29日から2020年 1月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,679,745円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	206,171,754円
分配準備積立金額	D	154,827,388円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	369,678,887円
当ファンドの期末残存口数	F	1,602,905,432口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,306円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,617,432円

2020年 1月29日から2020年 3月30日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,872,659円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	202,506,396円
分配準備積立金額	D	151,131,141円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	361,510,196円
当ファンドの期末残存口数	F	1,574,240,581口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,296円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,445,443円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	201,344,088円
分配準備積立金額	D	148,643,671円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,062,402円
当ファンドの期末残存口数	F	1,564,946,897口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,313円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,389,681円

2020年 5月29日から2020年 7月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,116,436円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	201,672,006円
分配準備積立金額	D	149,616,376円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	361,404,818円
当ファンドの期末残存口数	F	1,558,602,766口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,318円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,351,616円

2020年 7月29日から2020年 9月28日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,259,298円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	200,830,479円
分配準備積立金額	D	149,617,088円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	358,706,865円
当ファンドの期末残存口数	F	1,551,492,766口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,311円
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,308,956円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針

<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
---	--

## (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年 3月30日現在	当期 2020年 9月28日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
---	----

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

	前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
期首元本額	1,634,948,409円	1,574,240,581円
期中追加設定元本額	4,863,122円	12,616,521円
期中一部解約元本額	65,570,950円	35,364,336円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2019年10月 1日 至 2020年 3月30日	当期 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	177,540,285	714,525
合計	177,540,285	714,525

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2020年9月28日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2020年9月28日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド	155,331,778	1,203,122,286	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.8%	155,331,778	1,203,122,286 100.0%	

合計		1,203,122,286
----	--	---------------

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

「ハイ・イールド ボンド オープンCコース」および「ハイ・イールド ボンド オープンDコース」は「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2020年 9月28日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	408,530,971
コール・ローン	348,490,574
社債券	24,511,593,703
派生商品評価勘定	165,000
未収入金	44,927,662
未収利息	364,435,848
前払費用	7,466,011
流動資産合計	25,685,609,769
資産合計	25,685,609,769
負債の部	
流動負債	
未払金	223,911,250
未払解約金	260,200,000
未払利息	357
流動負債合計	484,111,607
負債合計	484,111,607
純資産の部	
元本等	
元本	3,253,702,271
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	21,947,795,891
元本等合計	25,201,498,162
純資産合計	25,201,498,162
負債純資産合計	25,685,609,769

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	社債券
-------------------	-----

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

## (貸借対照表に関する注記)

2020年 9月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.7455円
(10,000口当たり純資産額)	(77,455円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 3月31日 至 2020年 9月28日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 9月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 9月28日現在	
期首	2020年 3月31日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,318,304,899円
同期中における追加設定元本額	562,045,573円
同期中における一部解約元本額	626,648,201円
期末元本額	3,253,702,271円
期末元本額の内訳*	
ハイ・イールド ボンド オープンAコース	168,504,655円
ハイ・イールド ボンド オープンBコース	449,884,232円
ハイ・イールド ボンド オープンCコース	16,938,246円
ハイ・イールド ボンド オープンDコース	155,331,778円
ハイブリッド・インカムオープン	92,644,363円
ハイ・イールド ボンド オープンAコース(野村SMA向け)	189,149,950円
ハイ・イールド ボンド オープンBコース(野村SMA向け)	186,745,606円
ハイ・イールド ボンド オープン Aコース(野村SMA・EW向け)	1,041,028,243円
ハイ・イールド ボンド オープン Bコース(野村SMA・EW向け)	953,475,198円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2020年9月28日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2020年9月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	600,000.00	609,900.00	
		1011778 BC / NEW RED FIN	75,000.00	79,617.75	
		1011778 BC / NEW RED FIN	825,000.00	844,226.62	
		1011778 BC / NEW RED FIN	175,000.00	176,170.75	
		1011778 BC / NEW RED FIN	200,000.00	200,500.00	
		ACRISURE LLC / FIN INC	600,000.00	625,347.00	
		ADAMS HOMES INC	150,000.00	151,968.75	
		ADAPTHEALTH LLC	75,000.00	76,890.00	
		ADIANT US LLC	150,000.00	164,156.25	
		AG ISSUER LLC	200,000.00	197,698.00	
		AHERN RENTALS INC	300,000.00	158,250.00	
		AIR CANADA	350,000.00	351,750.00	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	420,000.00	432,030.90	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	100,000.00	109,016.00	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	175,000.00	185,795.75	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	175,000.00	176,487.50	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	675,000.00	684,149.62	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	75,000.00	78,112.50	
		ALCOA NEDERLAND HOLDING	200,000.00	209,875.00	
		ALGECO SCOTSMAN GLOB FIN	374,000.00	375,165.01	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES	150,000.00	143,156.25	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CO	200,000.00	183,500.00	
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	1,300,000.00	1,379,625.00	
		ALLY FINANCIAL INC	150,000.00	159,556.02	
		ALLY FINANCIAL INC	175,000.00	194,596.44	
		ALLY FINANCIAL INC	225,000.00	304,226.95	
		ALTICE FINANCING SA	400,000.00	387,066.00	
		ALTICE FRANCE SA	675,000.00	729,067.50	
		ALTICE FRANCE SA	225,000.00	224,370.00	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	45,000.00	33,075.00	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	311,000.00	76,195.00	
		AMC NETWORKS INC	700,000.00	711,130.00	
		AMERICAN AIRLINES GROUP	300,000.00	198,750.00	

AMERICAN AIRLINES INC	525,000.00	492,843.75	
AMERICAN WOODMARK CORP	275,000.00	277,354.00	
AMERIGAS PART/FIN CORP	150,000.00	159,004.50	
AMERIGAS PART/FIN CORP	300,000.00	321,940.50	
AMERIGAS PART/FIN CORP	150,000.00	163,847.25	
AMERIGAS PART/FIN CORP	175,000.00	192,133.37	
AMS AG	600,000.00	629,250.00	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	350,000.00	296,187.50	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	150,000.00	124,080.00	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	175,000.00	144,830.00	
APACHE CORP	150,000.00	143,718.75	
APACHE CORP	225,000.00	214,171.87	
APACHE CORP	225,000.00	204,046.87	
APACHE CORP	200,000.00	180,625.00	
APERGY CORP	75,000.00	72,192.00	
ARAMARK SERVICES INC	625,000.00	646,093.75	
ARAMARK SERVICES INC	400,000.00	398,658.00	
ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	200,000.00	190,000.00	
ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	200,000.00	188,950.00	
ARCONIC CORP	300,000.00	314,062.50	
ARCONIC INC	200,000.00	214,712.00	
ARCONIC ROLLED PRODUCTS	125,000.00	128,437.50	
ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	800,000.00	808,160.00	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	341,000.00	326,507.50	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	275,000.00	209,000.00	
ASGN INCORPORATED	650,000.00	653,016.00	
AVANTOR FUNDING INC	150,000.00	153,937.50	
AVANTOR INC	425,000.00	443,062.50	
AVAYA INC	200,000.00	200,000.00	
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	100,000.00	87,653.00	
BANK OF AMERICA CORP	50,000.00	53,529.35	
BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	112,675.36	
BANK OF AMERICA CORP	125,000.00	127,431.43	
BARCLAYS PLC	650,000.00	667,934.15	
BAUSCH HEALTH AMERICAS	425,000.00	464,312.50	
BAUSCH HEALTH COS INC	14,000.00	13,975.92	
BAUSCH HEALTH COS INC	325,000.00	329,468.75	
BAUSCH HEALTH COS INC	300,000.00	319,503.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	400,000.00	420,676.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	200,000.00	192,500.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	375,000.00	381,165.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	300,000.00	320,755.50	

BAUSCH HEALTH COS INC	425,000.00	410,690.25
BEACON ESCROW CORP	350,000.00	341,010.25
BEACON ROOFING SUPPLY IN	100,000.00	102,469.00
BEAZER HOMES USA	650,000.00	664,365.00
BEAZER HOMES USA	400,000.00	427,262.00
BERRY GLOBAL ESCROW CORP	300,000.00	312,481.50
BERRY GLOBAL ESCROW CORP	100,000.00	104,270.00
BERRY GLOBAL INC	150,000.00	150,722.25
BLACK KNIGHT INFOSERV LL	200,000.00	199,305.00
BLUE RACER MID LLC/FINAN	50,000.00	48,485.00
BLUE RACER MID LLC/FINAN	75,000.00	65,142.00
BMC EAST LLC	575,000.00	591,890.62
BOMBARDIER INC	85,000.00	71,740.00
BOMBARDIER INC	275,000.00	202,468.75
BOYD GAMING CORP	325,000.00	332,348.25
BOYNE USA INC	175,000.00	183,968.75
BROOKFIELD RESID PROPERT	150,000.00	140,016.00
BROOKFIELD RESIDENTIAL	125,000.00	126,705.62
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	202,000.00	214,372.50
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	100,000.00	102,937.50
BWAY HOLDING CO	1,025,000.00	1,014,750.00
CALLON PETROLEUM CO	300,000.00	86,437.50
CALLON PETROLEUM CO	325,000.00	82,407.00
CALPINE CORP	425,000.00	441,203.12
CALPINE CORP	425,000.00	429,662.25
CALPINE CORP	550,000.00	564,302.75
CALPINE CORP	150,000.00	149,156.25
CALPINE CORP	200,000.00	202,125.00
CAPITOL INV MERGER SUB 2	125,000.00	130,065.00
CARDTRONICS INC / USA	125,000.00	125,455.62
CARGO AIRCRAFT MANAGEMEN	150,000.00	150,000.00
CARLSON TRAVEL INC	200,000.00	158,000.00
CARNIVAL CORP	500,000.00	551,977.49
CARNIVAL CORP	375,000.00	406,171.87
CARNIVAL CORP	325,000.00	338,812.50
CARPENTER TECHNOLOGY	275,000.00	286,621.63
CARRIZO OIL & GAS INC	450,000.00	149,901.75
CARRIZO OIL & GAS INC	75,000.00	20,523.37
CASCADES INC/USA INC	100,000.00	105,250.00
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000.00	302,812.50
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	150,000.00	155,625.00
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	675,000.00	706,276.12
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	800,000.00	835,750.00

CCO HLDGS LLC/CAP CORP	225,000.00	242,040.37	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	400,000.00	420,000.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,000,000.00	1,038,025.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	400,000.00	409,125.68	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	600,000.00	619,626.00	
CCO HOLDINGS LLC	75,000.00	77,906.25	
CDK GLOBAL INC	150,000.00	156,347.25	
CDK GLOBAL INC	50,000.00	53,260.50	
CDW LLC/CDW FINANCE	250,000.00	257,291.25	
CDW LLC/CDW FINANCE	150,000.00	155,062.50	
CDW LLC/CDW FINANCE	200,000.00	198,000.00	
CEDAR FAIR LP	100,000.00	94,919.00	
CEDAR FAIR LP/CANADA'S W	375,000.00	363,772.50	
CEDAR FAIR/CAN/MAGNUM/MI	300,000.00	305,175.00	
CEMEX SAB DE CV	200,000.00	215,097.00	
CEMEX SAB DE CV	200,000.00	199,150.00	
GENOVUS ENERGY INC	225,000.00	215,603.70	
GENOVUS ENERGY INC	125,000.00	125,865.15	
GENTENE CORP	240,000.00	247,324.80	
GENTENE CORP	175,000.00	183,750.00	
GENTENE CORP	450,000.00	467,073.00	
GENTENE CORP	550,000.00	589,875.00	
GENTENE CORP	375,000.00	384,256.87	
GENTENE CORP	250,000.00	251,718.75	
CENTURY COMMUNITIES	225,000.00	232,570.12	
CENTURY COMMUNITIES	325,000.00	343,006.62	
CENTURYLINK INC	250,000.00	256,187.50	
CENTURYLINK INC	975,000.00	1,004,367.00	
CENTURYLINK INC	200,000.00	218,000.00	
CENTURYLINK INC	275,000.00	306,479.25	
CENTURYLINK INC	375,000.00	380,156.25	
CENTURYLINK INC	150,000.00	150,937.50	
CF INDUSTRIES INC	325,000.00	391,625.00	
CHARLES RIVER LABORATORI	150,000.00	156,149.25	
CHENIERE ENERGY INC	275,000.00	279,723.12	
CHENIERE ENERGY PARTNERS	550,000.00	558,877.00	
CHENIERE ENERGY PARTNERS	300,000.00	304,406.25	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	325,000.00	311,593.75	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	200,000.00	197,500.00	
CHURCHILL DOWNS INC	175,000.00	182,405.12	
CINEMARK USA INC	1,025,000.00	909,687.50	
CITGO PETROLEUM CORP	275,000.00	272,080.87	

CITGO PETROLEUM CORP	375,000.00	364,453.12
CITIGROUP INC	400,000.00	385,750.00
CITIGROUP INC	350,000.00	386,405.25
CLEAR CHANNEL INTL BV	200,000.00	204,750.00
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	550,000.00	527,312.50
CLEARWATER SEAFOODS INC	125,000.00	128,931.87
CLEARWAY ENERGY OP LLC	200,000.00	209,021.00
CLEARWAY ENERGY OP LLC	325,000.00	333,469.50
CLEARWAY ENERGY OP LLC	350,000.00	362,579.00
CLEAVER-BROOKS INC	100,000.00	96,864.50
CLEVELAND-CLIFFS INC	125,000.00	125,068.75
CLEVELAND-CLIFFS INC	225,000.00	203,316.75
CLIFFS NATURAL RESOURCES	143,000.00	129,773.21
CLOUD CRANE LLC	150,000.00	152,078.25
CNX MIDSTREAM PTR/CNX	375,000.00	382,976.25
CNX RESOURCES CORP	425,000.00	432,356.75
COEUR MINING INC	475,000.00	479,106.37
COGENT COMMUNICATIONS GR	475,000.00	487,062.62
COLFAX CORP	100,000.00	104,023.50
COLFAX CORP	100,000.00	106,398.50
COLT MERGER SUB INC	75,000.00	76,968.75
COLT MERGER SUB INC	350,000.00	360,834.25
COMMERCIAL METALS CO	100,000.00	104,364.50
COMMERCIAL METALS CO	200,000.00	208,593.00
COMMERCIAL METALS CO	250,000.00	262,140.00
COMMSCOPE FINANCE LLC	250,000.00	254,403.75
COMMSCOPE FINANCE LLC	250,000.00	258,750.00
COMMSCOPE FINANCE LLC	300,000.00	311,503.50
COMMSCOPE INC	200,000.00	204,764.00
COMMSCOPE TECH FINANCE L	280,000.00	281,778.00
COMPASS MINERALS INTERNA	175,000.00	187,545.75
CONNECT FINCO SARL/CONNE	600,000.00	597,570.00
CONSOL ENERGY INC	236,000.00	236,755.20
CONSOLIDATED ENERGY FIN	150,000.00	131,784.00
CONSTELLIUM NV	250,000.00	253,750.00
CONSTELLIUM SE	275,000.00	278,265.62
CONTINENTAL RESOURCES	600,000.00	568,098.00
CONTINENTAL RESOURCES	100,000.00	92,750.00
CONTINENTAL RESOURCES	250,000.00	215,785.00
CONTINENTAL RESOURCES	250,000.00	191,791.25
COOKE OMEGA/ALPHA VESSEL	325,000.00	335,892.37
COVANTA HOLDING CORP	200,000.00	197,250.00
CRC ESCROW ISSUER LLC	650,000.00	625,218.75

CREDIT SUISSE GROUP AG	500,000.00	532,073.50	
CRESTWOOD MID PARTNER LP	525,000.00	476,280.00	
CRESTWOOD MID PARTNER LP	250,000.00	222,552.50	
CRESTWOOD MIDSTREAM PART	300,000.00	293,281.50	
CROWNROCK LP/CROWNROCK F	700,000.00	640,066.00	
CSC HOLDINGS LLC	1,000,000.00	1,037,500.00	
CSC HOLDINGS LLC	600,000.00	664,875.00	
CSC HOLDINGS LLC	1,100,000.00	1,159,130.50	
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	201,700.00	
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	197,223.00	
CSTN MERGER SUB INC	300,000.00	280,843.50	
CUSHMAN & WAKEFIELD US	150,000.00	156,093.75	
DAE FUNDING LLC	325,000.00	326,625.00	
DAE FUNDING LLC	375,000.00	371,250.00	
DAE FUNDING LLC	600,000.00	606,000.00	
DANA INC	125,000.00	127,928.12	
DAVITA INC	700,000.00	703,937.50	
DAVITA INC	250,000.00	237,500.00	
DCP MIDSTREAM OPERATING	875,000.00	897,872.50	
DCP MIDSTREAM OPERATING	150,000.00	153,073.50	
DCP MIDSTREAM OPERATING	375,000.00	375,521.25	
DELEK LOGISTICS PARTNERS	175,000.00	159,887.87	
DELL INC	250,000.00	290,181.25	
DELTA AIR LINES INC	75,000.00	74,034.37	
DELTA AIR LINES INC	225,000.00	199,686.39	
DELTA AIR LINES INC	100,000.00	103,986.79	
DIAMOND SPORTS GR/DIAMON	475,000.00	332,459.62	
DIAMOND SPORTS GR/DIAMON	425,000.00	216,218.75	
DIGICEL INTL FINANCE LTD	254,275.00	258,531.56	
DIGICEL INTL FINANCE LTD	128,791.00	117,521.78	
DIGICEL INTL FINANCE LTD	101,508.00	76,892.31	
DISH DBS CORP	150,000.00	151,501.50	
DISH DBS CORP	400,000.00	409,086.00	
DISH DBS CORP	425,000.00	465,899.87	
DISH DBS CORP	200,000.00	204,250.00	
DIVERSIFIED HEALTHCARE T	450,000.00	500,112.00	
DOLYA HOLDCO 18 DAC	200,000.00	198,198.00	
DONNELLEY FINANCIAL SOL	550,000.00	579,504.75	
DOWNSTREAM DEVELOPMENT	175,000.00	161,637.87	
EDGEWELL PERSONAL CARE	300,000.00	313,878.00	
EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	200,375.00	
EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	205,376.00	

EMBARQ CORP	450,000.00	529,593.75
EMERGENT BIOSOLUTIONS	100,000.00	99,750.00
ENDEAVOR ENERGY RESOURCE	75,000.00	75,492.00
ENDEAVOR ENERGY RESOURCE	200,000.00	196,375.00
ENERGIZER GAMMA ACQ INC	150,000.00	161,276.25
ENERGIZER HOLDINGS INC	200,000.00	218,375.00
ENLINK MIDSTREAM LLC	200,000.00	165,744.00
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	580,000.00	499,525.00
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	225,000.00	149,466.37
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	225,000.00	146,812.50
ENTERPRISE DEVELOP AUTH	750,000.00	833,358.75
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	250,000.00	244,887.50
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	200,000.00	204,648.00
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	200,000.00	209,851.00
EQT CORP	125,000.00	113,203.12
EQT CORP	325,000.00	380,656.25
ESH HOSPITALITY INC	395,000.00	394,595.12
ESH HOSPITALITY INC	125,000.00	121,975.00
EXELA INTERMED/EXELA FIN	450,000.00	137,250.00
EXTERRAN NRG SOLUTIONS/F	275,000.00	240,252.37
FAIRSTONE FINANCIAL INC	325,000.00	338,981.50
FELCOR LODGING LP	525,000.00	513,788.62
FINANCIAL & RISK US HOLD	200,000.00	213,875.00
FIRST QUANTUM MINERALS L	400,000.00	387,250.00
FIRST QUANTUM MINERALS L	200,000.00	197,000.00
FIRST QUANTUM MINERALS L	200,000.00	192,625.00
FIRSTCASH INC	250,000.00	252,812.50
FIVE POINT OP CO LP/FIVE	125,000.00	126,014.37
FLY LEASING LTD	950,000.00	750,215.00
FORD MOTOR COMPANY	525,000.00	565,031.25
FORD MOTOR COMPANY	500,000.00	567,992.50
FORD MOTOR COMPANY	150,000.00	193,109.25
FORD MOTOR COMPANY	75,000.00	85,640.62
FORD MOTOR COMPANY	225,000.00	210,234.37
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	400,000.00	406,750.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	202,042.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	196,395.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	197,750.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	189,250.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,350,000.00	1,372,207.50
FORESTAR GROUP INC	125,000.00	124,980.62
FORTRESS TRANS & INFRAST	50,000.00	49,611.25
FORTRESS TRANS & INFRAST	200,000.00	195,978.00

FOXTROT ESCROW ISSUER	222,000.00	237,854.13
FREEPORT-MCMORAN C & G	500,000.00	548,430.00
FREEPORT-MCMORAN INC	325,000.00	345,314.12
FREEPORT-MCMORAN INC	350,000.00	351,198.75
FREEPORT-MCMORAN INC	200,000.00	202,625.00
FREEPORT-MCMORAN INC	400,000.00	404,376.00
FREEPORT-MCMORAN INC	200,000.00	206,645.00
FRONT RANGE BIDCO INC	375,000.00	366,150.00
FRONTDOOR INC	125,000.00	132,945.00
FTS INTERNATIONAL INC	700,000.00	243,250.00
GAP INC/THE	100,000.00	109,900.00
GAP INC/THE	350,000.00	378,770.00
GAP INC/THE	100,000.00	112,165.00
GARDA WORLD SECURITY	150,000.00	147,750.00
GCI LLC	250,000.00	250,000.00
GENESIS ENERGY LP/FIN	125,000.00	107,617.50
GENWORTH HOLDINGS INC	750,000.00	675,000.00
GENWORTH MORTGAGE HLDING	200,000.00	209,500.00
GLOBAL AIR LEASE CO LTD	1,036,250.00	594,548.43
GLOBAL PART/GLP FINANCE	75,000.00	75,656.25
GOODYEAR TIRE & RUBBER	500,000.00	538,437.50
GRAHAM HOLDINGS CO	200,000.00	210,212.00
GRAY ESCROW INC	200,000.00	215,250.00
GRAY TELEVISION INC	70,000.00	71,575.00
GREYSTAR REAL ESTATE PAR	225,000.00	224,718.75
GRIFFON CORPORATION	375,000.00	390,937.50
GRINDING MED/MC GRINDING	325,000.00	325,812.50
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	100,000.00	97,562.50
GULFPORT ENERGY CORP	125,000.00	77,265.62
GULFPORT ENERGY CORP	650,000.00	398,869.25
GULFPORT ENERGY CORP	175,000.00	108,248.00
H&E EQUIPMENT SERVICES	300,000.00	311,910.00
HALYARD HEALTH INC	200,000.00	200,225.00
HARLAND CLARKE HOLDINGS	525,000.00	471,720.37
HARVEST MIDSTREAM I LP	375,000.00	376,875.00
HAT HOLDINGS I LLC/HAT	100,000.00	105,125.00
HAT HOLDINGS I LLC/HAT	75,000.00	74,531.25
HCA INC	720,000.00	776,847.60
HCA INC	500,000.00	546,217.50
HCA INC	450,000.00	498,937.50
HCA INC	600,000.00	658,125.00
HCA INC	175,000.00	200,487.87

HCA INC	275,000.00	278,155.48
HERBALIFE/HLF FINANCING	250,000.00	265,937.50
HESS MIDSTREAM	675,000.00	685,546.87
HESS MIDSTREAM PARTNERS	275,000.00	273,883.50
HILTON DOMESTIC OPERATIN	150,000.00	154,650.00
HILTON DOMESTIC OPERATIN	750,000.00	763,920.00
HILTON DOMESTIC OPERATIN	150,000.00	156,969.00
HJ HEINZ CO	150,000.00	165,250.24
HOLLY NRG PRTRN/FIN CORP	175,000.00	170,515.62
HOSPITALITY PROP TRUST	400,000.00	362,000.00
HOSPITALITY PROP TRUST	25,000.00	22,000.00
HOWARD HUGHES CORP	200,000.00	197,000.00
HOWMET AEROSPACE INC	200,000.00	221,750.00
HUBBAY MINERALS INC	100,000.00	101,990.00
HUBBAY MINERALS INC	150,000.00	152,166.00
HUBBAY MINERALS INC	150,000.00	147,187.50
HUGHES SATELLITE SYSTEMS	700,000.00	737,194.50
HUGHES SATELLITE SYSTEMS	475,000.00	515,510.37
HUNT COS INC	300,000.00	285,871.50
IAMGOLD CORP	275,000.00	267,093.75
ICAHN ENTERPRISES/FIN	675,000.00	680,916.37
ICAHN ENTERPRISES/FIN	525,000.00	545,580.00
ICAHN ENTERPRISES/FIN	250,000.00	256,093.75
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	200,000.00	207,875.00
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	175,000.00	171,456.25
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	225,000.00	210,341.25
ILFC E-CAPITAL TRUST I	300,000.00	153,523.50
INDIGO NATURAL RES LLC	150,000.00	146,250.00
INEOS GROUP HOLDINGS SA	200,000.00	200,543.00
INTERNATIONAL GAME TECH	200,000.00	202,446.00
IQVIA INC	150,000.00	156,294.75
IRB HOLDING CORP	150,000.00	158,141.25
IRON MOUNTAIN INC	325,000.00	330,537.18
IRON MOUNTAIN INC	125,000.00	126,717.50
IRON MOUNTAIN INC	400,000.00	403,400.00
IRON MOUNTAIN INC	750,000.00	767,343.75
IRON MOUNTAIN INC	350,000.00	347,900.00
IRON MOUNTAIN INC	150,000.00	155,795.25
J2 CLOUD LLC/GLOBAL INC	875,000.00	910,175.00
JACOBS ENTERTAINMENT INC	550,000.00	538,942.25
JAGGED PEAK ENERGY LLC	200,000.00	195,093.00
JAGUAR HL / PPD I	100,000.00	103,228.00
JAGUAR HL / PPD I	125,000.00	131,250.00

JBS INVESTMENTS II GMBH	200,000.00	212,674.00	
JEFFERIES FIN LLC / JFIN	200,000.00	204,200.00	
JELD-WEN INC	150,000.00	160,125.00	
JELD-WEN INC	100,000.00	99,364.50	
JOSEPH T RYERSON & SON I	75,000.00	77,437.50	
JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	144,045.00	
JPMORGAN CHASE & CO	275,000.00	299,659.99	
JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	157,829.95	
KAISER ALUMINUM CORP	225,000.00	231,328.12	
KAISER ALUMINUM CORP	175,000.00	163,483.25	
KB HOME	175,000.00	183,251.25	
KB HOME	50,000.00	55,247.75	
KB HOME	150,000.00	177,159.00	
KEHE DISTRIBUTORS LLC/FI	125,000.00	135,780.62	
KEN GARFF AUTOMOTIVE LLC	125,000.00	122,187.50	
KENNEDY-WILSON INC	765,000.00	757,350.00	
KFC HLD/PIZZA HUT/TACO	300,000.00	312,181.50	
KORN/FERRY INTERNATIONAL	125,000.00	127,500.00	
KRAFT FOODS GROUP INC	400,000.00	432,500.60	
KRAFT FOODS INC	75,000.00	101,355.74	
KRAFT HEINZ FOODS CO	125,000.00	131,130.40	
KRAFT HEINZ FOODS CO	125,000.00	142,795.52	
KRAFT HEINZ FOODS CO	284,000.00	298,054.39	
KRAFT HEINZ FOODS CO	400,000.00	495,256.04	
KRAFT HEINZ FOODS CO	875,000.00	885,036.07	
KRAFT HEINZ FOODS CO	725,000.00	764,734.93	
KRATON POLYMERS LLC/CAP	275,000.00	280,773.62	
L BRANDS INC	75,000.00	79,761.75	
L BRANDS INC	75,000.00	85,290.00	
L BRANDS INC	200,000.00	190,625.00	
L BRANDS INC	250,000.00	259,797.50	
L BRANDS INC	200,000.00	201,500.00	
L BRANDS INC	525,000.00	512,859.37	
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	225,000.00	217,845.00	
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	650,000.00	565,292.00	
LAMAR MEDIA CORP	75,000.00	77,690.62	
LAMAR MEDIA CORP	225,000.00	224,859.37	
LAMAR MEDIA CORP	100,000.00	103,500.00	
LAMAR MEDIA CORP	225,000.00	224,296.87	
LAREDO PETROLEUM INC	250,000.00	144,840.00	
LENNAR CORP	250,000.00	261,562.50	
LEVEL 3 FINANCING INC	375,000.00	378,241.87	

LEVEL 3 FINANCING INC	400,000.00	402,500.00
LEVEL 3 FINANCING INC	200,000.00	194,875.00
LEVIATHAN BOND LTD	100,000.00	103,625.00
LEVIATHAN BOND LTD	125,000.00	130,312.50
LEVIATHAN BOND LTD	75,000.00	78,093.75
LIFEPOINT HEALTH INC	275,000.00	287,435.50
LIFEPOINT HEALTH INC	100,000.00	99,000.00
LIONS GATE CAPITAL HOLD	200,000.00	198,123.00
LIONS GATE CAPITAL HOLD	450,000.00	441,515.25
LITHIA MOTORS INC	75,000.00	77,062.50
LIVE NATION ENTERTAINMEN	200,000.00	191,565.00
LIVE NATION ENTERTAINMEN	275,000.00	252,330.37
LOGAN MERGER SUB INC	300,000.00	302,812.50
MAGNOLIA OIL GAS/MAG FIN	200,000.00	196,000.00
MALLINCKRODT FIN/SB	175,000.00	44,406.25
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	150,000.00	153,750.00
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	100,000.00	102,266.99
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	100,000.00	93,550.00
MASONITE INTERNATIONAL C	100,000.00	102,856.00
MASONITE INTERNATIONAL C	250,000.00	263,547.50
MATADOR RESOURCES CO	150,000.00	127,781.25
MATCH GROUP INC	50,000.00	51,421.25
MATCH GROUP INC	150,000.00	161,784.00
MATTAMY GROUP CORP	250,000.00	249,805.00
MATTEL INC	300,000.00	312,900.00
MATTEL INC	100,000.00	106,412.50
MATTEL INC	100,000.00	92,560.50
MATTHEWS INTERNATIONAL C	425,000.00	404,236.62
MEG ENERGY CORP	325,000.00	291,687.50
MELCO RESORTS FINANCE	200,000.00	206,221.20
MERCER INTL INC	100,000.00	97,385.50
MERCER INTL INC	150,000.00	152,156.25
MERITAGE HOMES CORP	225,000.00	240,415.87
MERITAGE HOMES CORP	325,000.00	361,122.12
MERLIN ENTERTAINMENTS PL	350,000.00	332,871.00
MGIC INVESTMENT CORP	275,000.00	292,502.37
MGIC INVESTMENT CORP	200,000.00	206,125.00
MGM GROWTH/MGM FINANCE	250,000.00	253,445.00
MGM GROWTH/MGM FINANCE	650,000.00	706,962.75
MGM RESORTS INTL	250,000.00	259,375.00
MGM RESORTS INTL	394,000.00	411,730.00
MGM RESORTS INTL	686,000.00	710,973.83
MICHAELS STORES INC	150,000.00	148,185.00

MICROCHIP TECHNOLOGY INC	275,000.00	283,610.05	
MIDCONTINENT COMM & FIN	125,000.00	127,945.00	
MINERAL RESOURCES LTD	275,000.00	300,548.87	
MOLINA HEALTHCARE INC	150,000.00	152,025.00	
MOSS CREEK RESOURCES HLD	275,000.00	169,521.00	
MOSS CREEK RESOURCES HLD	350,000.00	222,754.00	
MOTION BONDCO DAC	400,000.00	347,164.00	
MOUNTAIN PROVINCE DIAMON	100,000.00	76,219.00	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	225,000.00	231,258.37	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	375,000.00	386,895.00	
MTS SYSTEMS CORP	469,000.00	457,640.82	
MURPHY OIL CORP	300,000.00	278,062.50	
MURPHY OIL CORP	275,000.00	242,005.50	
MURPHY OIL CORP	375,000.00	320,977.50	
NATIONSTAR MTG	175,000.00	187,523.87	
NATIONSTAR MTG HLD INC	100,000.00	101,672.00	
NATIONSTAR MTG HLD INC	250,000.00	249,218.75	
NAVIENT CORP	50,000.00	50,531.25	
NAVIENT CORP	250,000.00	251,812.50	
NAVIENT CORP	100,000.00	102,413.50	
NAVIENT CORP	800,000.00	784,000.00	
NAVIENT CORP	225,000.00	223,256.25	
NAVIENT CORP	200,000.00	195,875.00	
NAVIENT CORP	175,000.00	161,679.00	
NCL CORPORATION LTD	100,000.00	111,987.50	
NCL CORPORATION LTD	200,000.00	205,250.00	
NCR CORP	75,000.00	82,500.00	
NCR CORP	275,000.00	286,426.25	
NCR CORP	200,000.00	197,442.00	
NCR CORP	50,000.00	52,884.25	
NCR CORP	125,000.00	123,478.12	
NETFLIX INC	250,000.00	262,317.50	
NETFLIX INC	900,000.00	1,003,842.00	
NETFLIX INC	600,000.00	738,876.00	
NETFLIX INC	375,000.00	434,887.50	
NETFLIX INC	175,000.00	197,531.25	
NEW ENTERPRISE STONE & L	625,000.00	641,796.87	
NEWELL RUBBERMAID INC	525,000.00	557,250.75	
NEWELL RUBBERMAID INC	300,000.00	342,000.00	
NEWELL RUBBERMAID INC	150,000.00	168,750.00	
NEWMARK GROUP INC	150,000.00	154,120.69	
NEXSTAR BROADCASTING INC	275,000.00	275,770.00	

NEXSTAR ESCROW INC	200,000.00	205,987.00
NEXTERA ENERGY OPERATING	250,000.00	259,556.25
NEXTERA ENERGY OPERATING	350,000.00	361,156.25
NIELSEN FINANCE LLC/CO	150,000.00	152,557.50
NIELSEN FINANCE LLC/CO	100,000.00	103,020.00
NINE ENERGY SERVICE INC	100,000.00	29,906.50
NMI HOLDINGS	300,000.00	321,433.49
NOVA CHEMICALS CORP	400,000.00	396,402.00
NOVA CHEMICALS CORP	375,000.00	352,031.25
NOVELIS CORP	475,000.00	485,687.50
NOVELIS CORP	475,000.00	460,386.62
NRG ENERGY INC	500,000.00	526,355.00
NRG ENERGY INC	150,000.00	162,159.75
NUFARM AUSTRALIA/AMERICA	225,000.00	227,574.00
NUSTAR LOGISTICS LP	150,000.00	153,000.00
NUSTAR LOGISTICS LP	150,000.00	148,757.25
NUSTAR LOGISTICS LP	150,000.00	154,875.00
NWH ESCROW CORP	300,000.00	110,250.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	300,000.00	281,640.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	457,000.00	421,274.02
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	575,000.00	478,325.25
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	99,521.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	375,000.00	341,506.87
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	150,000.00	134,739.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	275,000.00	254,375.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	75,160.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	425,000.00	388,875.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	250,000.00	236,870.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	25,000.00	24,234.37
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	125,000.00	106,484.37
OCI NV	200,000.00	205,950.00
OLIN CORP	425,000.00	494,062.50
OLIN CORP	200,000.00	194,751.00
OLIN CORP	300,000.00	281,194.50
ON SEMICONDUCTOR CORP	325,000.00	328,960.12
OPEN TEXT CORP	175,000.00	181,967.62
OPEN TEXT CORP	250,000.00	249,565.00
OPEN TEXT HOLDINGS INC	250,000.00	255,160.00
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	250,000.00	244,172.50
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	150,000.00	143,437.50
OWENS-BROCKWAY	350,000.00	366,957.50
OWENS-BROCKWAY	400,000.00	435,250.00
OWENS-BROCKWAY	125,000.00	133,828.12

OXFORD FIN LLC/CO-ISS II	100,000.00	96,351.50	
PAR PHARMACEUTICAL INC	425,000.00	443,568.25	
PARAMOUNT RESOURCES LTD	300,000.00	294,000.00	
PARK INTERMED HOLDINGS	400,000.00	417,000.00	
PARK INTERMED HOLDINGS	275,000.00	274,016.87	
PARK-OHIO INDUSTRIES INC	400,000.00	365,000.00	
PARKLAND FUEL CORP	200,000.00	209,685.00	
PARSLEY ENERGY LLC/FINAN	175,000.00	170,296.87	
PARSLEY ENERGY LLC/FINAN	175,000.00	170,296.87	
PARSLEY ENERGY LLC/FINAN	200,000.00	182,770.00	
PATTERN ENERGY OP LP/PAT	125,000.00	129,234.37	
PBF HOLDING CO LLC	200,000.00	206,828.99	
PBF HOLDING CO LLC	325,000.00	223,640.62	
PBF LOGISTICS LP/FINANCE	750,000.00	714,832.50	
PDC ENERGY INC	325,000.00	310,375.00	
PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	200,000.00	196,495.00	
PERFORMANCE FOOD GROUP I	400,000.00	409,732.00	
PG&E CORP	275,000.00	266,426.87	
PG&E CORP	275,000.00	268,812.50	
PGT ESCROW ISSUER INC	175,000.00	185,248.00	
PICASSO FINANCE SUB INC	150,000.00	159,967.50	
PILGRIM'S PRIDE CORP	275,000.00	280,192.00	
PILGRIM'S PRIDE CORP	600,000.00	617,250.00	
PLASTIPAK HOLDINGS INC	125,000.00	124,296.87	
PM GENERAL PURCHASER LLC	250,000.00	256,875.00	
POLYONE CORP	200,000.00	210,750.00	
POST HOLDINGS INC	525,000.00	535,098.37	
POST HOLDINGS INC	450,000.00	469,266.75	
POST HOLDINGS INC	375,000.00	391,171.87	
POST HOLDINGS INC	200,000.00	203,500.00	
PRECISION DRILLING CORP	275,000.00	185,109.37	
PRESIDIO HOLDING INC	150,000.00	151,863.00	
PRESTIGE BRANDS INC	300,000.00	309,750.00	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	150,000.00	156,546.75	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	325,000.00	309,765.62	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	250,000.00	251,312.50	
PTC INC	150,000.00	152,156.25	
PTC INC	100,000.00	102,437.50	
QORVO INC	125,000.00	132,311.25	
QORVO INC	250,000.00	250,728.75	
QTS LP/FINANCE	225,000.00	234,235.12	
QTS LP/FINANCE	100,000.00	100,750.00	

QUEBECOR MEDIA INC	250,000.00	269,561.25
QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	125,000.00	122,343.75
QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	375,000.00	367,143.75
RADIAN GROUP INC	225,000.00	220,545.00
RADIAN GROUP INC	50,000.00	52,774.25
RADIAN GROUP INC	100,000.00	98,750.00
RADIATE HOLDCO / FINANCE	200,000.00	197,750.00
RANGE RESOURCES CORP	200,000.00	204,344.00
RATTLER MIDSTREAM LP	250,000.00	249,675.00
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	250,000.00	247,343.75
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	100,000.00	103,469.00
RESIDEO FUNDING INC	125,000.00	123,920.00
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	800,000.00	759,904.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	275,000.00	240,479.25
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	150,000.00	156,375.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	75,000.00	54,187.50
SABRE GLBL INC	150,000.00	160,781.25
SABRE GLBL INC	125,000.00	123,312.50
SANJEL CORP ZCPN	15,000.00	0.00
SBA COMMUNICATIONS CORP	400,000.00	403,094.00
SBA COMMUNICATIONS CORP	200,000.00	205,030.00
SBA COMMUNICATIONS CORP	300,000.00	303,750.00
SCIENCE APPLICATIONS INT	150,000.00	152,179.50
SEALED AIR CORP	375,000.00	405,234.37
SEALED AIR CORP	225,000.00	235,125.00
SENSATA TECHNOLOGIES INC	150,000.00	146,812.50
SERVICE CORP INTL	875,000.00	932,859.37
SERVICE CORP INTL	125,000.00	136,461.25
SERVICE CORP INTL	275,000.00	274,140.62
SERVICE PROPERTIES TRUST	200,000.00	211,221.98
SERVICE PROPERTIES TRUST	225,000.00	206,437.50
SERVICE PROPERTIES TRUST	175,000.00	155,312.50
SERVICE PROPERTIES TRUST	25,000.00	20,562.50
SEVEN GENERATIONS ENERGY	275,000.00	257,981.62
SHEA HOMES LP/FNDG CP	150,000.00	148,851.75
SHEA HOMES LP/FNDG CP	150,000.00	148,968.75
SINCLAIR TELEVISION GROU	150,000.00	148,284.00
SINCLAIR TELEVISION GROU	375,000.00	348,862.50
SINCLAIR TELEVISION GROU	125,000.00	116,148.75
SIRIUS XM RADIO INC	300,000.00	309,375.00
SIRIUS XM RADIO INC	300,000.00	310,939.50
SIRIUS XM RADIO INC	775,000.00	820,039.12
SLM CORP	175,000.00	178,500.00

SLM CORP	400,000.00	398,754.00	
SLM CORP	90,000.00	75,318.75	
SM ENERGY CO	950,000.00	440,382.00	
SONIC AUTOMOTIVE INC	200,000.00	207,962.00	
SOTHEBY'S	200,000.00	198,338.00	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	271,000.00	263,547.50	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	100,000.00	98,750.00	
SPECIALTY BUILDING PRODU	250,000.00	252,343.75	
SPECTRUM BRANDS INC	145,000.00	149,669.00	
SPECTRUM BRANDS INC	75,000.00	77,437.50	
SPECTRUM BRANDS INC	75,000.00	78,843.75	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	475,000.00	472,330.50	
SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	200,000.00	208,250.00	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	150,000.00	156,937.50	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	500,000.00	542,712.50	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	150,000.00	166,027.50	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	800,000.00	876,428.00	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	200,000.00	217,908.00	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	450,000.00	460,680.75	
SPRINT CAPITAL CORP	325,000.00	403,000.00	
SPRINT CAPITAL CORP	700,000.00	1,015,700.00	
SPRINT COMMUNICATIONS	225,000.00	249,750.00	
SPRINT COMMUNICATIONS	350,000.00	375,865.00	
SPRINT CORP	500,000.00	522,187.50	
SPRINT CORP	150,000.00	171,468.75	
SPRINT CORP	550,000.00	627,693.00	
SPRINT CORP	125,000.00	149,566.87	
SPX FLOW INC	400,000.00	416,750.00	
SS&C TECHNOLOGIES INC	625,000.00	657,812.50	
STANDARD INDUSTRIES INC	125,000.00	130,363.12	
STANDARD INDUSTRIES INC	775,000.00	800,187.50	
STANDARD INDUSTRIES INC	250,000.00	254,133.75	
STANDARD INDUSTRIES INC	275,000.00	265,890.62	
STAPLES INC	650,000.00	598,000.00	
STAPLES INC	500,000.00	399,875.00	
STAR MERGER SUB INC	200,000.00	214,031.00	
STL HOLDING CO LLC	250,000.00	252,500.00	
STUDIO CITY FINANCE LTD	200,000.00	205,000.00	
STUDIO CITY FINANCE LTD	200,000.00	208,000.00	
SUBURBAN PROPANE PARTNRS	250,000.00	253,176.25	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	825,000.00	838,319.62	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	37,000.00	38,796.72	

SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	200,000.00	205,260.00
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	25,000.00	17,587.87
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	50,000.00	28,182.25
SUNOCO LP/FINANCE CORP	275,000.00	274,532.50
SUNOCO LP/FINANCE CORP	475,000.00	476,097.25
SUNOCO LP/FINANCE CORP	300,000.00	308,062.50
SWITCH LTD	150,000.00	150,843.75
T-MOBILE USA INC	375,000.00	375,937.50
T-MOBILE USA INC	250,000.00	255,355.00
T-MOBILE USA INC	275,000.00	281,703.12
T-MOBILE USA INC	175,000.00	187,031.25
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	275,000.00	207,048.87
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	625,000.00	622,931.25
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	125,000.00	121,616.87
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	50,000.00	50,093.75
TALLGRASS NRG PRTRN/FIN	200,000.00	189,940.00
TALLGRASS NRG PRTRN/FIN	150,000.00	150,221.25
TARGA RESOURCES PARTNERS	200,000.00	199,647.00
TARGA RESOURCES PARTNERS	400,000.00	406,750.00
TARGA RESOURCES PARTNERS	100,000.00	104,000.00
TARGA RESOURCES PARTNERS	400,000.00	385,000.00
TARGA RESOURCES PARTNERS	200,000.00	213,625.00
TARGA RESOURCES PARTNERS	175,000.00	172,539.50
TARGA RESOURCES PARTNERS	300,000.00	288,562.50
TAYLOR MORRISON	125,000.00	134,961.25
TAYLOR MORRISON COMM	150,000.00	163,471.50
TAYLOR MORRISON COMM	150,000.00	159,375.00
TEGNA INC	100,000.00	101,625.00
TEGNA INC	475,000.00	461,225.00
TEGNA INC	200,000.00	194,940.00
TELECOM ITALIA CAPITAL	1,125,000.00	1,432,428.75
TELEFLEX INC	150,000.00	154,312.50
TELESAT CANADA/TELESAT L	150,000.00	150,468.75
TELESAT CANADA/TELESAT L	375,000.00	379,275.00
TENET HEALTHCARE CORP	500,000.00	497,500.00
TENET HEALTHCARE CORP	125,000.00	124,180.00
TENET HEALTHCARE CORP	200,000.00	214,283.00
TENET HEALTHCARE CORP	275,000.00	277,062.50
TENET HEALTHCARE CORP	350,000.00	355,738.25
TENET HEALTHCARE CORP	775,000.00	786,625.00
TENET HEALTHCARE CORP	150,000.00	149,718.75
TENNANT CO	450,000.00	466,031.25
TENNECO INC	200,000.00	147,631.00

TERRAFORM POWER OPERATIN	225,000.00	227,227.50	
TERRAFORM POWER OPERATIN	175,000.00	190,640.62	
TERRAFORM POWER OPERATIN	175,000.00	185,449.25	
TMS INTERNATIONAL CORP	175,000.00	154,875.00	
TOPBUILD ESCROW CORP	200,000.00	207,712.00	
TPC GROUP INC	525,000.00	440,437.72	
TRANSDIGM INC	200,000.00	215,200.00	
TRANSDIGM INC	875,000.00	906,723.12	
TRANSDIGM INC	550,000.00	567,429.50	
TRANSDIGM INC	1,200,000.00	1,152,000.00	
TRANSMONTAIGE PARTNERS	125,000.00	129,820.00	
TRANSOCEAN GUARDIAN LTD	234,000.00	159,120.00	
TRANSOCEAN POSEIDON	125,000.00	100,037.50	
TRI POINTE GROUP INC	200,000.00	213,772.00	
TRI POINTE GROUP INC	125,000.00	135,312.50	
TRI POINTE HOLDINGS INC	100,000.00	108,655.50	
TRINSEO OP / TRINSEO FIN	500,000.00	494,062.50	
TRIUMPH GROUP INC	525,000.00	429,187.50	
TRIUMPH GROUP INC	100,000.00	105,312.50	
TRIVIUM PACKAGING FIN	200,000.00	205,500.00	
TRONOX FINANCE PLC	500,000.00	489,322.50	
TRONOX INC	225,000.00	224,296.87	
TTM TECHNOLOGIES INC	175,000.00	178,262.87	
TWIN RIVER WORLDWIDE HLD	150,000.00	148,968.75	
UNICREDIT SPA	200,000.00	201,847.96	
UNITED AIRLINES HOLDINGS	25,000.00	21,690.00	
UNITED CONTINENTAL HLDGS	450,000.00	450,337.50	
UNITED CONTINENTAL HLDGS	225,000.00	208,406.25	
UNITED RENTALS NORTH AM	275,000.00	281,187.50	
UNITED RENTALS NORTH AM	350,000.00	368,422.25	
UNITED RENTALS NORTH AM	175,000.00	185,171.87	
UNITED RENTALS NORTH AM	275,000.00	277,062.50	
UNIVAR SOLUTIONS USA INC	175,000.00	178,641.75	
UNIVISION COMMUNICATIONS	450,000.00	426,093.75	
UNIVISION COMMUNICATIONS	150,000.00	161,250.00	
UNIVISION COMMUNICATIONS	300,000.00	293,250.00	
UPC HOLDING BV	723,000.00	743,334.37	
US CONCRETE INC	350,000.00	362,381.25	
US CONCRETE INC	150,000.00	149,437.50	
US FOODS INC	700,000.00	700,000.00	
USA COM PART/USA COM FIN	200,000.00	197,583.00	
USA COM PART/USA COM FIN	200,000.00	196,538.00	

VALEANT PHARMACEUTICALS	825,000.00	894,093.75
VENATOR FIN SARL/VENATOR	175,000.00	151,331.25
VERITAS US INC/BERMUDA L	300,000.00	306,375.00
VIASAT INC	150,000.00	152,531.25
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	98,757.50
VICI PROPERTIES / NOTE	150,000.00	150,048.75
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	97,508.00
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	101,419.00
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	97,625.00
VIDEOTRON LTD	150,000.00	163,592.25
VIDEOTRON LTD / LTEE	75,000.00	78,765.75
VIKING CRUISES LTD	75,000.00	56,898.37
VIKING CRUISES LTD	300,000.00	344,250.00
VIPER ENERGY PARTNERS LP	375,000.00	368,133.75
VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	200,000.00	199,270.00
VISTAJET MALTA/XO MGMT	250,000.00	235,625.00
VISTRA OPERATIONS CO LLC	500,000.00	521,980.00
VISTRA OPERATIONS CO LLC	375,000.00	385,875.00
VMED 02 UK FINANCING I	400,000.00	405,250.00
VOC ESCROW LTD	300,000.00	261,694.50
VODAFONE GROUP PLC	925,000.00	1,087,676.60
WABASH NATIONAL CORP	125,000.00	126,250.00
WESCO DISTRIBUTION INC	350,000.00	375,786.25
WESCO DISTRIBUTION INC	300,000.00	326,874.00
WESTERN GAS PARTNERS	175,000.00	173,250.00
WESTERN GLOBAL AIRLINES	250,000.00	258,750.00
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	675,000.00	629,808.75
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	100,000.00	95,753.50
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	100,000.00	80,250.00
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	225,000.00	184,500.00
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	200,000.00	184,358.00
WILLIAM CARTER	125,000.00	130,859.37
WILLIAMS SCOTSMAN INTL	200,000.00	200,125.00
WINDSTREAM ESCROW LLC	200,000.00	194,500.00
WINNEBAGO INDUSTRIES	75,000.00	77,765.62
WMG ACQUISITION CORP	125,000.00	129,711.25
WMG ACQUISITION CORP	250,000.00	255,401.25
WMG ACQUISITION CORP	250,000.00	240,625.00
WPX ENERGY INC	150,000.00	147,281.25
WPX ENERGY INC	150,000.00	141,781.50
WPX ENERGY INC	200,000.00	199,400.00
WPX ENERGY INC	275,000.00	250,430.12
WR GRACE & CO-CONN	200,000.00	205,375.00

	WYNDHAM DESTINATIONS INC	275,000.00	288,062.50	
	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	325,000.00	303,168.12	
	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	375,000.00	343,173.75	
	WYNN MACAU LTD	400,000.00	395,750.00	
	WYNN MACAU LTD	275,000.00	271,147.25	
	WYNN RESORTS FINANCE LLC	200,000.00	208,660.00	
	WYNN RESORTS FINANCE LLC	125,000.00	117,623.75	
	XEROX HOLDINGS CORP	250,000.00	243,280.00	
	XEROX HOLDINGS CORP	250,000.00	242,968.75	
	XHR LP	200,000.00	201,375.00	
	XPO LOGISTICS INC	350,000.00	365,347.50	
	XPO LOGISTICS INC	350,000.00	370,417.25	
	YUM! BRANDS INC	50,000.00	54,935.00	
	YUM! BRANDS INC	150,000.00	148,781.25	
	ZIGGO BOND CO BV	690,000.00	698,314.50	
	ZIGGO BOND CO BV	200,000.00	202,250.00	
	小計	銘柄数：814	234,458,824.00	232,624,026.80
				(24,511,593,703)
		組入時価比率：97.3%		100.0%
	合計			24,511,593,703
				(24,511,593,703)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 9月28日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	158,205,000	-	158,040,000	165,000
米ドル	158,205,000	-	158,040,000	165,000
合計	158,205,000	-	158,040,000	165,000

(注)時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## ハイ・イールド ボンド オープンCコース

2020年10月30日現在

資産総額	268,769,309円
負債総額	132,277,643円
純資産総額（ - ）	136,491,666円
発行済口数	155,224,923口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8793円

## ハイ・イールド ボンド オープンDコース

2020年10月30日現在

資産総額	1,205,959,859円
負債総額	4,897,624円
純資産総額（ - ）	1,201,062,235円
発行済口数	1,524,695,858口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7877円

## (参考) ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

2020年10月30日現在

資産総額	25,578,949,638円
負債総額	36,300,234円
純資産総額（ - ）	25,542,649,404円
発行済口数	3,280,553,653口
1口当たり純資産額（ / ）	7.7861円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額

2020年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

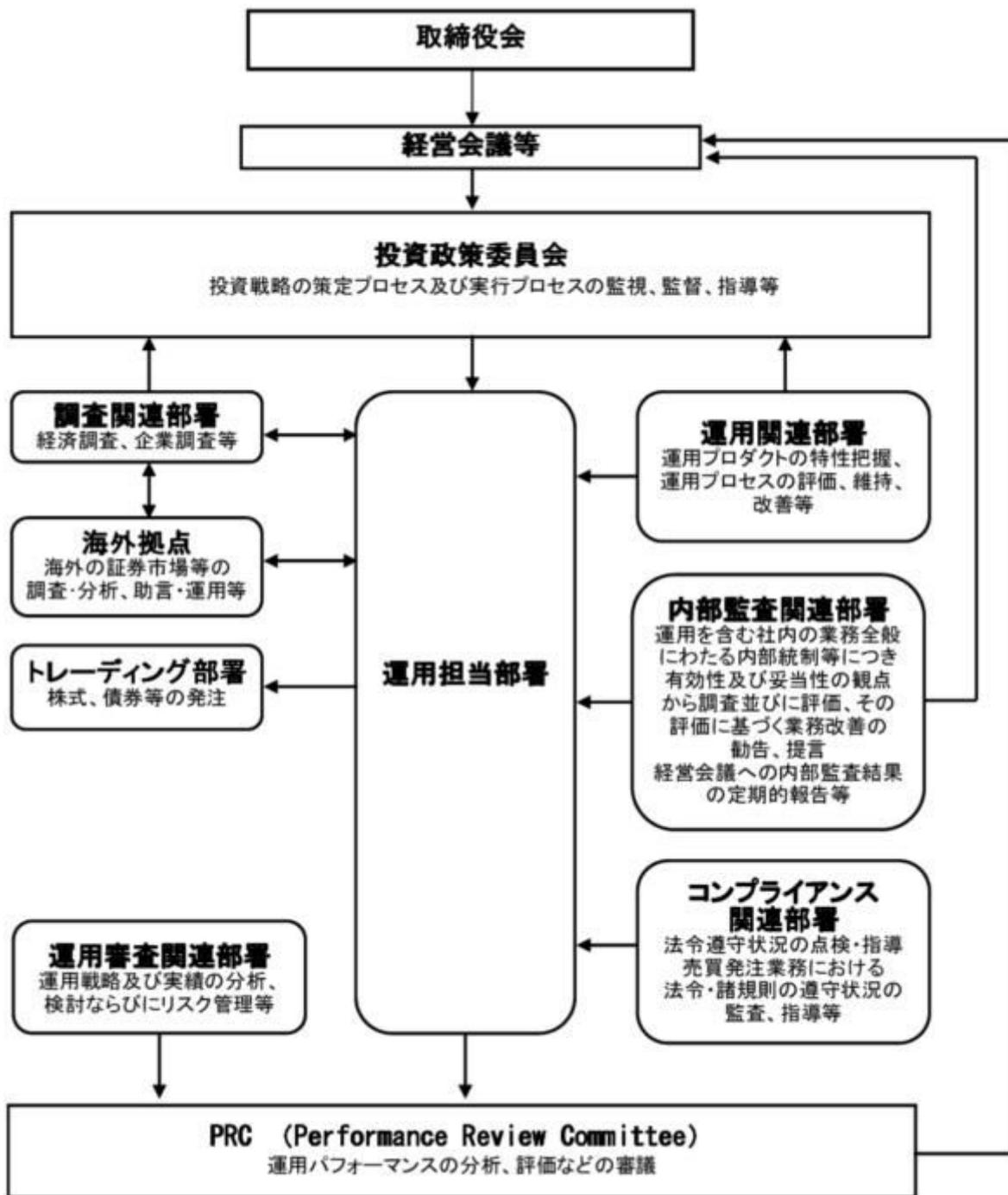
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年10月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	996	30,938,603
単位型株式投資信託	189	817,006
追加型公社債投資信託	14	5,731,753
単位型公社債投資信託	476	1,633,268
合計	1,675	39,120,629

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
<b>(資産の部)</b>			
<b>流動資産</b>			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71
貸倒引当金		15	14
流動資産計		98,917	97,509
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	2	320	295
器具備品	2	393	349
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		6,437	5,893
その他		0	0

投資その他の資産		18,608		16,486
投資有価証券		1,562	1,437	
関係会社株式		12,631	10,171	
従業員長期貸付金		-	16	
長期差入保証金		235	329	
長期前払費用		22	19	
前払年金費用		2,001	1,545	
繰延税金資産		2,694	2,738	
その他		168	229	
貸倒引当金		-	0	
投資損失引当金		707	-	
固定資産計		25,761		23,026
資産合計		124,679		120,536

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
資本金			86,924		85,270
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10

純資産合計		86,958	85,281
負債・純資産合計		124,679	120,536

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		119,196	115,736
運用受託報酬		21,440	17,170
その他営業収益		355	340
営業収益計		140,992	133,247
営業費用			
支払手数料		42,675	39,435
広告宣伝費		1,210	1,006
公告費		0	-
調査費		30,082	26,833
調査費		5,998	5,696
委託調査費		24,083	21,136
委託計算費		1,311	1,342
営業雑経費		5,435	5,823
通信費		92	75
印刷費		970	958
協会費		86	92
諸経費		4,286	4,696
営業費用計		80,715	74,440
一般管理費			
給料		11,113	11,418
役員報酬		379	109
給料・手当		7,067	7,173
賞与		3,666	4,134
交際費		107	86
旅費交通費		514	391
租税公課		1,048	1,029
不動産賃借料		1,223	1,227
退職給付費用		1,474	1,486
固定資産減価償却費		2,835	2,348
諸経費		10,115	10,067
一般管理費計		28,433	28,055
営業利益		31,843	30,751

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
經常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
						別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826

当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								

<p>5 . 消費税等の会計処理方法</p> <p>6 . 連結納税制度の適用</p>	<p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。          退職給付見込額の期間帰属方法          退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。          数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法          確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理してあります。</p> <p>連結納税制度を適用しております。          なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>
---	--

#### [ 未適用の会計基準等 ]

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額		2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
建物	736百万円	建物	761百万円
器具備品	3,106	器具備品	2,347
合計	3,842	合計	3,109

### 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円

基準日 2019年3月31日  
効力発生日 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 4,980円  
基準日 2019年3月31日  
効力発生日 2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 23,950百万円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 4,650円  
基準日 2020年3月31日  
効力発生日 2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

## 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

    その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

##### 1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

##### 4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。	

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
31.0%	31.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
0.1%	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
5.6%	4.4%
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
2.6%	2.6%
外国税額控除	外国税額控除
0.6%	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
0.3%	0.2%
その他	その他
1.3%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
29.1%	29.1%

## セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等  役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等  
該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取扱 ならびに投資 信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (イ) 子会社等

該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1 株当たり純資産額	16,882円89銭	1 株当たり純資産額	16,557円31銭
1 株当たり当期純利益	4,984円30銭	1 株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 )又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2020年10月末現在

#### (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社 エース証券株式会社 株式会社SBI証券 香川証券株式会社 東海東京証券株式会社 楽天証券株式会社	10,000百万円 8,831百万円 48,323百万円 555百万円 6,000百万円 7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\* 2020年10月末現在

#### (3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・ アンド・アセット・マネージメント・ インク)	49,725,399.28ドル	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

\* 2020年3月末現在

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

#### <再信託受託者の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金 : 10,000百万円  
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### (3) 投資顧問会社

委託会社から「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

### (1) 受託者

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレス

をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイ・イールド ボンド オープンCコースの2020年3月31日から2020年9月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイ・イールド ボンド オープンCコースの2020年9月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイ・イールド ボンド オープンDコースの2020年3月31日から2020年9月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイ・イールド ボンド オープンDコースの2020年9月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。